

# 琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（下）

高久嶺之介

## はじめに

### 一、京都公民会の市内会員

#### （1）公民会の特徴

#### （2）公民会における市内会員数と組織問題

#### （3）市内会員の地域分布と階層性

#### （4）市内会員の日常活動

#### （5）京都市会・市参事会における公民会の位置

### 二、琵琶湖疏水開通のイベントとジャーナリズム

#### （1）三つのイベントと市民の熱狂

#### （2）『東京日日新聞』の論調

#### （3）地元新聞と『京都公民会雑誌』の論調（以上本誌六十四号）

### 三、水力電気利用問題（以下本号）

#### （1）京都電燈会社の参画

(2) 民業委託反対世論と市営への動き

(3) 背景——地方税為替方問題

#### 四、鴨川運河の開鑿

(1) 鴨川運河着工

(2) 鴨川運河工事の延期期

(3) 中止の動き

(4) その後の鴨川運河

おわりに——背景と北垣の行政

### 三 水力電気利用問題

#### (1) 京都電燈会社の参画

琵琶湖疏水にからんで、京都市参事会および京都市会を大きく揺り動かした最初の問題は、琵琶湖疏水工事計画中最大の変更の結果、一八八九年未から九〇年初頭にかけておきる。すなわち疏水水力をこれまでの水車による工業動力利用から水力発電利用に切り替えたことから惹起される問題である。一八八九年（明治二三）一月三一日、先年一〇月より米国の水力使用状況およびコロラド州アスペンの水力発電所を視察してきた田辺朔郎、高木文平疏水常務委員が帰国する<sup>(1)</sup>。帰国後彼らは、それまでの工業用水車場設置の計画から水力電気計画（水力発電所設置計画）に変更すべしとする「報告書」を提出した<sup>(2)</sup>。『琵琶湖疏水及水力使用事業』、『琵琶湖疏水の一〇〇年《叙述編》』によれば、この田辺、高木の報告の結果、七月はじめ市参事会が開かれ、ここで朝尾春直・高木文平・東枝

吉兵衛の三名の水力使用取調委員が選定された<sup>(3)</sup>。これ以前か以後か不明であるが、七月一五日、名誉職参事会員同士の投票により、市参事会員内の事務分担が決められ、高木は市行政分担、朝尾・東枝は疏水分担＝常設土木委員になっていた（後一名の疏水分担は大沢善助<sup>(4)</sup>）。調査から帰った高木が水力利用取調委員になったということは、おそらく高木の熱意をこめたであろう発言がかなりの程度影響力を持ったであろう。朝尾・高木・東枝の三名は、八月、田辺、高木の報告どおり水力の電気利用を是とする報告を提出し、市参事会で承認される<sup>(5)</sup>。

問題はその後である。水力の電気利用を是とするとしても、その電気機械の備え付けや電気の供給事業は市の事業で行うか、また民業に委託するのかという問題が登場する。市の事業で行う場合、かなりの費用がかかり、その費用をこれ以上税で徴収することは無理であり、市債によらざるをえない。市参事会は、市会に提案する以前に、市会議員の意見を聴取したいとして、一〇月二一日、費用の問題および鴨川に達した以降の水路をどうするかといふ二つの問題で、市会議員三〇人を集めた集談会を京都市中のサロンの場であった京都俱楽部で開いた。この会合の内容を記した『京都公民会雑誌』の記事によれば、水力利用問題では、もし市の事業とした場合、八〇〇馬力の機械を備え付けるとして、一二万円の費用を市債で賄わざるをえず、民業として引き受けるところがあれば、相当の契約を結んで引き受けさせることが得策である、という意見が多数を占めた。したがって、市参事会はその方向で調査を進めることになった<sup>(6)</sup>。このような状況もあって、一月京都電燈会社が市参事会に対して水力発電および供給事業を一手に引き受けるべく、委託の請願をする<sup>(7)</sup>。この後委託条件をめぐって市参事会と京都電燈会社の間で両者の利害がからんだ厳しいやりとりが行なわれた。「市参事会議決書」によれば、一月二九日の臨時市参事会では、北垣市長出席のもとに電燈会社取締西村七三郎を呼び、数々の質問を行い、さらに一二月四日も、特約条件について臨時市参事会が開催されている<sup>(8)</sup>。北垣国道市長（府知事）の日記『塵海』一月二九日条には、「参事會、疏水馬力私会社エ任スヘキ調査ヲ為ス」、との記事があるが、北垣のこれに対する感想はない。ともあれ、このよ

うな過程を経て、一二月六日市参事会は、水料や電気料など市参事会の委託条件を呑むことを条件に京都電燈会社に委託する方向を一旦「内決」したらしい。このことについて、『琵琶湖疏水の一〇〇年《叙述編》』は「ときの参事会は市営論が本筋であることを理解しながらも、多額の追加支出を必要とする発電、供給事業は、でき得れば、京都の有力者が支える地場企業の京都電燈に、市側の示した条件によつて肩代わりさせたほうが得策であると判断、いったん同社への委託を議決した」と記している。<sup>(1)</sup>「議決した」とは断定できないが、ともあれ、これは一〇月一日の市會議員の集談会での議論の方向性でもあった。

### (2) 民業委託反対世論と市営への動き

しかし、疏水工事の中心的課題になりつつあつた電氣事業を一民間企業に一任するという处置は、特恵資本保護という印象を世論に与えることになる。そして、この世論を主導したのが、平安協同会と絵入論説新聞『京都日報』である。

平安協同会は、公民会に対抗する形で一八八九年九月八日に設立された組織である。八〇名の会員はほとんど京都市内居住であり、植島幹、溝口市次郎、権井保親、宍戸亀三郎、鈴鹿弁三郎、林長次郎、木村勝次郎、猪上能貞、西村義民などが中心メンバーであった。<sup>(13)</sup>植島、溝口が主導したことからもわかるように、いわば京都市内の「民党」グループである。この一八八九年という時期は、翌年七月の第一回衆議院議員選挙を射程において、京都府下、京都市中に数多くの政治組織が輩出した時期であった。平安協同会は、一二月八日新京極裏寺町受楽亭に三〇余名の会員を集め例会を開く。この例会で、会員溝口市次郎、大塚栄次（両名とも府會議員）より疏水の水力利用を京都電燈会社に一任する件の議題が提出され、議論の結果、水力を一會社に任せよりも市が直接に取り扱うべきだとして、その旨を市参事会に建議することを決定している。<sup>(14)</sup>ところで、一八八九年一二月時の市参事会員は、内貴甚

三郎、朝尾春直、大沢善助、東枝吉兵衛、辻信次郎、高木文平、膳仁三郎、坂本則美、熊谷市兵衛であり、高木、熊谷を除く七名が公民会員であった。そして、京都電燈会社は、一八八七年（明治二〇）一一月資本金一〇万円で設立されたものであり、田中源太郎を社長に、西村七三郎、古川為三郎、中村栄助、竹村弥兵衛が創立時の役員であり、古川を除く四名が公民会員であった。したがって、平安協同会の疏水水力利用をめぐっての運動は、市参事会の一企業に対する特惠的処置という批判を通じて、公民会批判の意図を内包したものであったと思われるが、そのことを明確に明示する史料はない。

一二月六日の市参事会の方向性「内決」は、当時の「民党」政社交話会の機関紙的様相を呈していた『京都日報』<sup>(15)</sup>をも刺激する。一二月一〇日、『京都日報』は、「疏水の水力利用に付て市民の注意を促す」と題する社説、「疏水の水力利用法」、「水力利用と電燈会社」という記事を掲載し、一日からは「有志諸君ニ告ク」という「特別廣告」を掲載する。「特別廣告」は、「臣下京都市ニ現出セル一大問題タル琵琶湖疏水ノ水ヲ京都電燈会社ニ一任スルノ傾キ有リ、弊社ハ其不可ナルヲ確認スレドモ或ハ又之ヲ可トスル論者ナキニシモアラス、故ニ市民ニシテ苛モ意見ヲ把持セラル、諸君ハ可否ヲ論セス弊社ニ寄書セラレハ之ヲ登載スベシ、請フ統々投寄セラレンコトヲ」、というものであった。さらに一二日には「再び市民の注意を促す」と題する社説を掲載し、市参事会と京都電燈会社を非難するキャンペーイを展開する。主張の内容は、基本的に平安協同会のそれと同じであった。『京都日報』の説く「市民が金を投じ、市民が造ったる市民の事業たる疏水工事の最大目的は其の工事の成功すると同時に一會社に奪ひ去られ、府民は水力の支配を卸して電燈会社に仰ぐ如きの奇觀に接するも圖からざるなり」との主張はきわめてわかりやすい主張であり、京都市民の多数の世論を形成していく。

平安協同会や『京都日報』ほど批判的姿勢を前面に出すことはなかつたが、腕曲に批判的姿勢をとつたのは『中外電報』<sup>(16)</sup>である。同紙は、一二月一三日付で、「京都市参事会が琵琶湖疏水の水力より生ずる電氣力を挙げて京都

電燈会社なる一私立会社に一任せんとの事に内決したりと称して私に反対を唱ふるものあれども余輩は最初より深く探索し居る処あるを以て市参事会の決して一會社に私しせざるものなることを確信し敢て此風説を意に介せざりし」と市参事会の「内決」を「謬説」とした。「謬説」という表現、さらに、一七日付「謹言市の事業に限るよ」で明らかなように、『中外電報』は市営を是としていた。

しかし、市参事会は、一二月六日の内決後、完全に京都電燈会社委託でまとまっていたわけではなさそうである。どのような情報源からか、『京都日報』は、市参事会の会社委任派を内貴・熊谷・大沢とし、委任反対派を高木・朝尾・東枝・膳、態度保留派を坂本・辻とする記事を掲載している。<sup>(18)</sup>これが事実であるとすれば、市参事会の疏水分担=土木常設委員三名の内、会社委任派が大沢、委任反対派が朝尾、東枝で疏水担当者は二対一で委任反対派が優勢であつたことがわかる。しかも、水力電気の情報を京都市にもたらした高木が委任反対派であるとすれば、むしろ委任反対の方が勢力を持っていたようと思える。このような世論の結果、市参事会は、一二月一一日、非公式の市会議員協議会を開き、改めて市会議員たちにこの問題での意見を求めた。この協議会には市会議員四二名中二〇名強の出席しなく、しかも委託反対の主張が一〇名に対し、委託賛成が河村清七と浜岡光哲の二名だけで、あとはまったく発言しなかつた。<sup>(21)</sup>このようにして、この協議会は市営を妥当とする結論になる。もちろん、公民会はこの問題で組織的対応は行なわなかつたし、公民会員白身がかなり電燈会社委託に反対が多かつた。たとえば一二月一八日発行の『京都公民会雑誌』第一一号は、幹事である西堀徳一郎の「所感一班」という論説を掲載しているが、その中で、水力利用の事業は使用料をとって民業にまかすほうがいいとしながらも、しかし一會社の専用は好ましくなく電燈会社に一任すべきではない、と書いた。西堀は、一方で、この問題での『京都日報』に投書した自己の「寄書」が没にされたことを伝え、民業に任せば利益は電燈会社の壟断になるかのような『京都日報』のキャンペーントにも疑問を呈した。一二月一一日の市会議員協議会において委託賛成派の浜岡も消極的理由の賛成しか言

え<sup>(22)</sup>す、きわめてわかりやすい筋論には対抗できなかつたとみてよい。

一二月一二日の市参事会では、北垣市長が議長席に着き「疏水水力利用方ハ市ノ事業ト為スヘキ件ヲ議決」する。<sup>(23)</sup>ほぼこの時点でこの問題の方向性は確定したと言つてよい。

翌一八九〇年一月一七日、京都市会は正式に市営を正式に決議する。<sup>(24)</sup>一月一九日付『京都日報』は、「疏水水力利用、市の事業に決す」と題する社説を掲載し、「吾人此決議を得て欣喜に堪えず」と勝利を宣言することになる。このようにして市参事会・市会は右往左往しながらも、市営を議決したのである。

### (3) 背景——地方税為替方問題

この問題の最後に、北垣市長の動きについて触れておきたい。北垣がこの問題でどの程度主導性を発揮したかは明確ではない。北垣は、当然疏水の問題には熱心であった。この年の北垣の市参事会出席は開催日の四分の一程度と思われるが、出席日は水力電気利用問題や大阪府への疏水工事による水害予防交付金問題など疏水関係が議題になる日が多く<sup>(25)</sup>た。そして、一二月一二日の疏水水力利用法を市の事業（市営）とする決定は、明らかに北垣を交えての市参事会で決定されたのである。ただし、この日の北垣の日記『塵海』には、「参事会、疏水電水力配置市ノ事業ト為スヘキ旨市會議員相談会ニ於テ決定シタルニ付、本日其組織ヲ議ス」と前日の市會議員協議会（相談会）での市営の「決定」が市参事会を規定したという調子で記している。また、一二月六日いつたん京都電燈会社に委託する方向を「内定」した市参事会について、この日および前後の日の『塵海』には、一切関連する記事がない。要するに、北垣は疏水の問題には熱心であつたにもかかわらず、水力電気利用問題をめぐる議論には一切主導性を發揮していないのである。

明らかなことは、もし、北垣が京都電燈会社委託の方向で動いたならば、京都府および京都市の政治状況はより

混迷の度を深め、「特恵資本保護反対」という世論はより激越な形になつたことは疑い得ない。以下に、すでに拙稿でも触れた地方税為替方問題<sup>(22)</sup>について、北垣の意識を中心に述べておこう。この問題は同時期に北垣が直面したため、北垣の水力電気利用問題への対応を慎重にさせたと思われるからである。ただし、前述したように、市参事会でも高木・朝尾・東枝のように京都委託反対者がいる以上、北垣がどのように考えようと、早晚市営の方向が主流になつたと思われ、以下で述べることは背景の一点景に過ぎない。

この問題は、京都府が一八八七年（明治二〇）より区部地方税為替方取扱銀行および区郡連帶地方税為替方取扱銀行を京都商工銀行に変更したことから起つた。それ以前区部地方税為替方取扱銀行は三井銀行、区郡連帶地方税為替方取扱銀行は第一國立銀行および第二百十一國立銀行であった。一八八八年（明治二一）一一月二三日、明治二二年度京都府区部会では、堀田康人より区部地方税為替方を京都商工銀行に変更したことに対し強い批判が提出され、それに植島幹、溝口市次郎、畠道名、中安信三郎らが同調する意見を述べ<sup>(23)</sup>。堀田・植島・溝口は当時の代表的自由主義者（前述したように植島・溝口は翌年平安協同会結成）、畠・中安は改進党の系列の人々である。彼らの批判は、三井銀行は何らの過ちを犯していない確実な銀行であるにもかかわらず、なぜ地方銀行で「不確実」な京都商工銀行に変更したのか、という点であった。彼らは、その理由を、「府知事ト商工銀行ノ頭取（浜岡光哲—高久注）トカ懇意ナル処ヨリ便利ト見テ商工ニ命シタルモノナラン」「商工銀行ノ如キモ公平ノ眼ヲ以テ之ヲ評スルトキハ寵商トモ云フヘキナリ」（植島幹）と、見た<sup>(24)</sup>。たしかに、北垣と浜岡は懇意な関係であった。京都時代の『塵海』で、もともと登場回数の多いのは浜岡である。そして、京都商工銀行は、一八八六年（明治一九）一〇月に京都府内で最大規模の本店銀行として資本金五十万円で開業し、頭取が浜岡、副頭取が田中源太郎、取締役が市田理八・内貴甚三郎・西村治兵衛という布陣であった。この布陣は、頭取・副頭取・取締役のみならず、その下の常務委員まで含めてほとんど一八八八年未に計画されていた京都公民会に連なる人々であった。京都商工銀行に地方税

為替方を任せることに反対の論陣を張った人々は、このグループに北垣が肩入れしていると見た。そのことは事実で、当時の京都商工銀行支配人芝広吉は、「京都商工銀行は大蔵省の肝いりで創設され、大蔵省との斡旋の労をとったのは北垣知事であったと回想している。<sup>(38)</sup> 一二月二二日、区部地方税為替方銀行を京都商工銀行から確実な銀行に改めることを府知事に建議するという説は、列席三五名中二九名の多数で可決され<sup>(39)</sup>、二七日種々の議論の末「地方税為替方変更ノ建議」が過半数可決される。<sup>(40)</sup> この問題は同年の明治二二年度通常府会でもおこり、植島幹提案の区郡連帶地方税為替方銀行を京都商工銀行から他の銀行に替える建議は不採用説多數で否決された。<sup>(41)</sup>

この問題は翌一八八九年一一月一八日から開会された明治二三年度京都府市部会でも引き続き問題になった。一月三〇日、畠・溝口・植島らによって論陣が張られ、彼らは昨年の建議にもかかわらず、依然京都府が京都商工銀行に為替方を命じていることを非難した。北垣府知事も説明の必要を感じていたためか、市部会の要請もあり普段ほとんど出席しない市部会に番外として出席した。北垣は、当初この問題は「知事ノ執行権内ナルヲ以テ答弁スル限リニ非ズ」という姿勢をとるが<sup>(42)</sup>、非難の声の高さに対応して、京都商工銀行創立に大蔵省及び北垣の積極的関与を認め、京都の商工業の挽回のため「其方法トシテ市民ノ蓄積セル余財ヲ集メテ銀行ヲ造り以テ商工業ノ機関トナサントセリ、此コトヤ経済上当然ノ方法」であるとして、「保護ノ出来ル丈ケ保護スベキハ当然」と力説した。<sup>(43)</sup> しかし、市部会では一二月七日溝口より「為替方変更ノ建議」が提出され過半数可決される。さらに同日溝口より、知事の処置は「議会ノ議決ヲ躊躇」した「偏私ノ所為」であるとして「府知事交迭ノ建議」が提出されるが、これは過半数で否決される。<sup>(44)</sup>

北垣もこの問題ではかなり神経質になっていた可能性がある。「塵海」には、この問題の記述は僅かしか出てこないが、一二月三日条には、「早朝森本書記官来ル、去ル三十日夜市部会ニ於テ商工銀行為換方一条、議会ノ建議採用ス可ラサル理由ヲ談話シタル所、京都日報ニ掲載、其誤謬甚シキニ付由リ訂正方ヲ指揮シ、且中外電報掲載中

ニモ一二二ノ誤謬アルコトヲ明示ス」という記事があり、新聞報道に神経質になっていたことが読み取れる。

疏水水力利用をめぐって京都電燈会社委託問題が起きていたのは、この地方税為替方問題が京都府市部会で論議されている同時期か直後である。北垣の民間活力を育成し、京都の商工業を発達させようとする試みが、その恩恵にあずからない人々にとっては、特定企業グループの優遇と写っていた。北垣にとってこれ以上特定企業優遇のイメージは避けなければならなかつた。京都電燈会社委託問題で北垣や公民会員がほとんどを占める市参事会が主導性を發揮できなかつたのは以上のような背景があつた。

なお、このような動きの中で、一八九〇年（明治二三）からは市部地方税為替方銀行は三井銀行に変更されている。

(1) この田辺・高木の米国視察については、すでに渡航前より田辺は水力発電、そしてアスペンを知っていた、というのが通説である（京都市電氣局『琵琶湖疏水及水力使用事業』「以下『水力使用』と略称」京都市電氣局、一九四〇年、六二四（六一五頁）。京都新聞社編『琵琶湖疏水の一〇〇年』《叙述編》」「以下『一〇〇年』《叙述編》と略称」京都市水道局、一九九〇年、二七五（二七七頁）。しかし、高木文平の孫高木誠氏の最新の著書『わが国水力発電・電気鉄道のルーツ——あなたはデブロー氏を知っていますか——』（かもがわ出版、一九〇〇年）は、アスペンの水力発電の情報を田辺が渡航前に知っていたとしても、それは「電力の一般供給を目的とした本格的水力発電所」の情報ではなく、電力の一般供給用の本格的水力発電所は、二人がアスペンのローリングフォーク電灯電力会社の最新式の発電設備を「デブロー氏の親切」により見聞した結果得た知見である、と説得的に述べている。

(2) 前掲『水力使用』六二二～六四三頁。前掲『一〇〇年』《叙述編》二七三～二七四頁。この「報告書」について、朽木清「京都市當電氣事業の創設目的とその現実的成果について」（大阪市立大学商学部『經營研究』五七号、一九六一年）は、「主たる判断材料となつたアメリカにおける電動力使用について過大な評価を行つており、工場電動力使用一般および電動力一般供給について当時の電氣業がもつていた技術的・經濟的制約について、明察を欠いていること」（四九頁）、と指摘している。なお、本稿では琵琶湖疏水・鴨川運河に関する様々な技術的問題の詳細をあとづけることを直接的目的

としていない。

(3) 前掲『一〇〇年《叙述編》』二七七頁。

(4) 「市参事会議決書」（京都市蔵マイクロフィルム版）

(5) 前掲『水力使用』六四七～六四八頁。ただし、「市参事会議決書」には、市参事会でいつ承認されたかの記録はない。

(6) 『京都公民会雑誌』第九号、一〇～二一頁。

(7) 前掲『水力使用』六五四頁。

(8) この過程は前掲『水力利用』六五四～六五九頁に詳しい。けつして市は京都電燈会社の言い分をそのまま認めたわけではなく、水料や電氣料についての市の委託条件を呑むことを条件とした。

(9) 前掲「市参事会議決書」。なお、「塵海」一二月三日条には「参事会、疏水馬力配装置談会」と、臨時京都市参事会を一二月三日のこととして書いている。「塵海」は北垣が毎日筆記しているわけではなく、後で整理して書いていると思われる。実際の臨時京都市参事会開会日は一二月四日が正しいと思われる。

(10) 京都府立総合資料館所蔵。

(11) 前掲『一〇〇年《叙述編》』二八三頁。

(12) 以前の拙稿「琵琶湖疏水をめぐる政治動向（上）（史朋）」一三号、一九七八年では、「一二月六日市参事会は京都電燈会社に委託する事を議決する」と書いた（四八頁）。典拠は前掲『水力使用』六五九頁に「同年十一月六日の市参事会において京都電燈会社へ委託することを一旦議決した」と書いていたことによる。注（11）もそれに依拠したのである。この日、市参事会が京都電燈会社委託の方向に踏み込んだことは明らかで「市参事会議決書」にも、次の記事がある。

一二月六日

本日臨時参事会ヲ開ク、出席員九名、北垣・高木・朝尾三氏欠席、尾越書記官、議長ヲ代理シ、左ノ二件ヲ議決ス  
一疏水々力利用ヲ会社へ委託スル件  
一同上ニ付特別條約ノ件

しかし、『日出新聞』明治二二年一二月八日付は、「過日米京都市参事会にて屢々会議を開き居りし鴨川改修と電氣機械設置との問題に付ては略ぼ纏まりたる趣」とあるが、議決したとは書いていない。ただし、同記事は引き続き「電氣設置の事は民業に任すに付て市参事会員中にて其引受人と特約すべき条件十六ヶ条の取調べを了りたるにより其条件を京都電燈会社に示すことになり、明九日市参事会を開き同会社員を呼び寄せ、決定の上市会議案を編製する運びなりと」と記記

しているから、京都電燈会社委託はほぼ決まったと同然のよう解していることは明らかである。これに対し、『中外電報』一二月一三日付は、本文で述べるように市参事が「内決」したことを「謬説」としている。新聞記事がこのよう報道をする以上、「内決」があったとしても、公的にはあきらかにされなかつたようだ。また、この日の市参事には、北垣および市當委託反対派と曰されていた高木、朝尾が欠席しており、そのような場で私会社委託が決定されたかどうか疑問である。

- (13) 『京都公民会雑誌』第八号、一九〇一〇頁。『日出新聞』九月一〇日付。
- (14) 『京都日報』明治二年一月一〇日付。
- (15) 一八八九年(明治二年)三月一〇日創刊。京都府下最大の政社公民会に対して反公民会の姿勢をとる。一八九一年(明治二四)二月經營難により廃刊する。
- (16) 『京都日報』明治二年一月一〇日付社説。
- (17) 一八八四年(明治一七)一〇月に『京都滋賀新報』を改題して創設された政論新聞。一八九一年(明治一五)九月まで続く。『日出新聞』の姉妹紙だが、『日出新聞』よりも若干反官的姿勢が強い。
- (18) 同上、明治二年二月一日付、一三日付。
- (19) 高木文平は、すでに一八八九年八月の市参事会において、疏水工事を起したのは富利のためではなく、京都の将来のため、この地が工業の中心となって益々工業の隆盛を図るためにあるとし、あくまで京都市とすべきと発言している(前掲『水力使用』六四九頁)。
- (20) 市制町村制施行後、市會議員協議会、町會議員協議会、村委会議員協議会など正式の議会以前に根回し的に行われた協議会。この協議会方式は法の規制がないだけに、形式・内容とも自由であり、どのような問題も討議できただけに、各市町村で多用された。
- (21) 前掲『水力使用』六五九頁、『京都日報』明治二年一月一三日付。
- (22) 浜岡光哲は、市の事業とするのは当然であるが、利益があるがゆえにこれを市の事業にすべしと云うにいたつてはまったく賛成できない、この事業に従事しても最初数年間はまったく利益はないものと見なければならない、と主張し、婉曲的に会社委託の有利性を指摘した、という(『京都日報』明治二年一月一三日付)。
- (23) 前掲「市參事會議決書」。
- (24) 前掲『水力使用』六五九頁、『京都日報』明治二年一月一九日付。ただし、一八九一年一月京都市が電力供給を開

始した後、京都電燈会社はかなり優遇的な処置で市の電力供給をうけていく（前掲朽木論文五二一～五三頁、朽木清「京都市営電気事業の初期経営事情と経営目的の転換」『経営研究』五八号、一九六二年、九三一～九五頁）。

(25) 北垣は、京都市会には自己の主張を展開する必要がある場合に限り稀に出席するほかほとんど出席しなかつたが、市参事会にも欠席が圧倒的に多く、おおむね議長は尾越蕃輔書記官が代理をした。一八八九年六月一八日にはじめての市参事会が開催されるが、「市参事会議決書」には同年一二月一六日の市参事会まで一八日の開催日がわかるが、このうち北垣が出席していることが明示されている日が四日、明示されていないが欠席者の中に北垣の名がないなど出席が予想される日が三日である。つまり合計七日で四分の一の出席日になる。この七日の議決項目を見ると、明らかに水力電気利用問題や大阪府への予防交付金交付など疏水関係の議決項目が多いことがわかる。

(26) 抽稿「明治憲法体制成立期の吏党」（『社会科学』二一号、一九七六年）。

(27) (28) 『明治廿二年度京都府区部會議録事』第九号一一一～一五一。

(29) 水石会『田中源太郎翁伝』（一九三四四年）六二一～六三頁。

(30) 芝広吉「田中さんと浜岡さん」前掲『田中源太郎翁伝』四六八～四六九頁。

(31) 『明治廿二年度京都府区部會議録事』第九号一五丁。

(32) 同右、第一四号二二一～二五丁。

(33) 『明治廿二年度京都府會議事錄』第一八号一二一～一五丁。

(34) 『明治廿二年度京都府市部會議錄事』第一一号七～八丁。

(35) 同右、一一号一二一～一三丁。

(36) 同右、一七号、一～一〇丁。この建議を推進したのは溝口と植島である。

## 四 鴨川運河問題

### (1) 鴨川運河着工

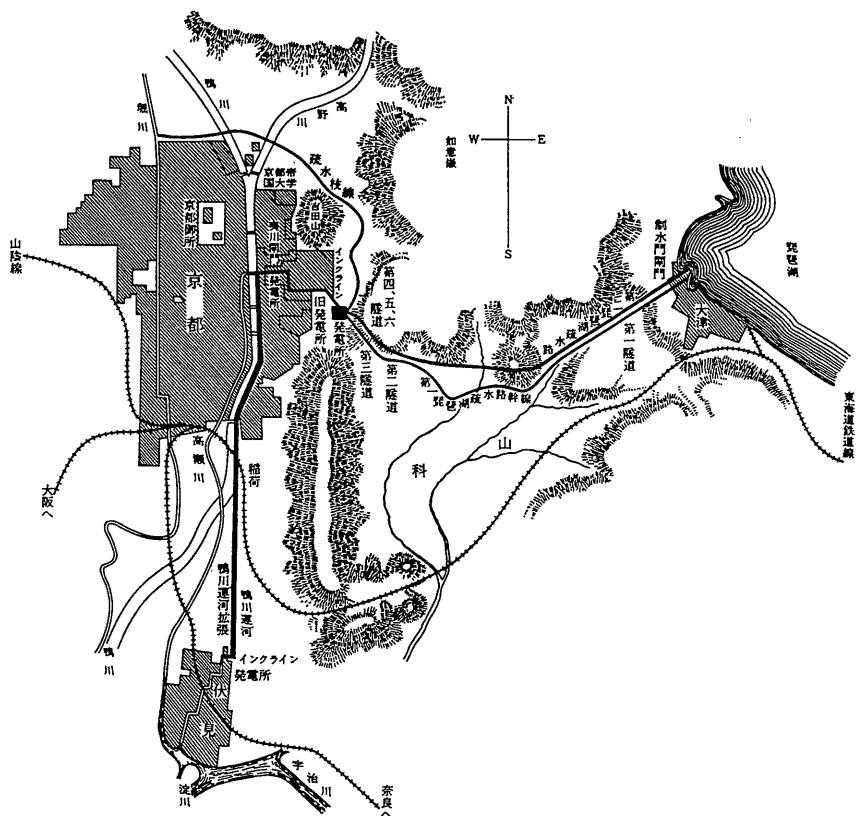
疏水水力利用問題で紛糾している同時期に出現したのが鴨川運河問題である。

一八八九年秋、琵琶湖疏水工事はもう完成に近づいていた。琵琶湖の水は南禅寺を経て夷川で鴨川に達しようとていたのである。しかし、この工事の場合、最初の目標の中に通船・運輸の問題があり、最終的には淀川まで通して大阪につなぐという計画があった。とすれば、夷川で鴨川まで通った疏水の水をどんな線路で淀川まで通すか、ということが問題になる。一八八三年（明治一六）一一月疏水工事の「起工趣意書」とともに上下京区の勧業諮詢会に提出された「諮詢案」によれば、水路は南禅寺村（蹴上）から北上し、鹿ヶ谷、淨土寺、白川、田中各村を経て高野川筋を西に鴨川に出て、鴨川の西岸に沿って南下し、東高瀬川に連絡して淀川に達し、その分水は堀川に船路を通ずる案であった。<sup>(1)</sup>一八八七年になり、蹴上で本流と支流に分割し、支流は灌漑用としてほぼ従来の線路を通り、本流は通船運輸のためわが国初のインクラインを通り、岡崎、夷川通を通過せしめることにした。問題は、夷川通過の本流を鴨川に通ずるか、それとも東高瀬川に通ずるか、である。一八八八年になると、京都府は鴨川に通じる意向をほぼ固める。<sup>(2)</sup>しかし、さらに問題は鴨川からどのようにして伏見に水路をつくっていくかである。

疏水工事の主体が京都府から京都市に移った一八八九年秋には、この方法をめぐってはさまざまな方法が模索された。先述した一〇月二一日の市参事会が企画した市会議員集談会では、三つの方法が議論になった。この模様を記した『京都公民会雑誌』によれば、ひとつは、鴨川を改修して丸太町以南七条までその東部を運河、西部を鴨川とし、川幅を狭め川床を深くして中央に築地を設け、運河は七条以南は別に線路を定めて伏見に達する設計で、その工費は四〇万円の予定。二つ目は、鴨川の改修を見合させ、鴨川の東に運河を設け、柵で運河と鴨川の流れを隔

琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（下）

図2 琵琶湖疏水・鴨河運河図



出典：寺尾宏二「疏水工事史」（琵琶湖疏水図誌刊行会『琵琶湖疏水図誌』東洋文化社、1978年、242頁）

て、閘門もすべて木製とし、七条以南は前の設計と同じであるがただ簡単な造りとする設計で、その工費は一〇万円の予定。三つ目は、両工事とも施行しないという意見で、この理由としては、市の経済からの議論、多数の民心上からの議論、「工事の利害上」からの議論等多様な理由があつたようである。そして、この時「此説多數ヲヤ占メケント見ユル」、すなわち工事不施行の説が多数を占めるような状況も現出したのである。この状況に対して当局者（市参事会）は、運河の必要を説くとともに、いずれの方法とも可否の決定をせずに散会させたのである<sup>(3)</sup>。

この時期、北垣市長（府知事）は一〇月一日から一月七日まで京都を離れ、ほとんど東京に滞在していた。

東上の目的は、この年八月と九月に京都を襲った台風の被害の復旧、すなわち内務省に土木費補助の上申、嵐山の整備のため嵐山民林買い上げの上申、さらには疏水工事の東京での市債募集工作などであった。条約改正の政治状況をめぐる政府顕官との懇談も精力的に行われた<sup>(3)</sup>。北垣の日記『塵海』によれば、市會議員集談会が行われた一〇月二一日の前日には田辺朔郎技師より「鴨川運河費十万円、市會議員ニ相談云々具申」<sup>(5)</sup>が北垣にあった。一〇万円という金額が提示されていることから見て、この時点では、京都市当局は鴨川改修ではなく鴨川運河開鑿を優先させていたと思われる。しかし、北垣は、「鴨川改修工事ヲ甲案トシ、鴨川運河工事ヲ乙案トシ両案ヲ併セテ議員ニ談示スヘキ旨電報ヲ以テ尾越書記官ニ指示」した<sup>(6)</sup>。一〇月二二日夕方、北垣は尾越から指示どおり取りはからつたという電答を得たが、工事そのものの中止意見がかなりの数を占めたことは想像できなかつたであろう。この後一〇月二九日、北垣は三菱の岩崎弥之助にあい、明治二三年度工費支出のための市債募集（一〇万円）の応募依頼を行い、岩崎の承諾を得る。『塵海』のこの年一〇月から一一月にかけての記事では、北垣が尾越書記官や市参事会員大沢善助・朝尾春直・坂本則美と市債募集について頻繁に相談していたことがわかる<sup>(7)</sup>。一一月一日には、尾越書記官、朝尾春直市参事会員より、市債六万円を東京において募集することを依頼する電報が届いた。北垣には危機感があつた。もし市債募集がうまくいかず、「若シ市債ノ応募者寡少ナル時ハ市行政理財上ニ信用ヲ欠クルノ影響ヲ

将来ニ及ホスヘキ」、応募の成功は「其弊ヲ未発ニ予防スル」という意識である<sup>(12)</sup>。しかし、『塵海』を見る限り、北垣が東京で接触した財産家は岩崎一人であり、東京での成果は岩崎の二万円応募のみであったようである<sup>(13)</sup>。

帰京後の一月二一日、北垣は、田辺朔郎より総額一〇万円の「鴨川運河工費乙設計書」の提出をうける。北垣は、田辺に「甲設計書」も合わせ提出するよう指示しているが、方向は鴨川改修ではなく、鴨川新運河の方を向いていたと思われる<sup>(14)</sup>。不況の時代であり、市債募集に不安がある以上、工費金額の安い方に向かうのは必然であった。もちろん、北垣自身が直接岩崎などに市債応募を促している以上、工事の不実施は考えられたことではなかった。

一二月一六日、市参事会は「鴨川運河建築費ニ関スル件」を議決する<sup>(15)</sup>。一二月二〇日、北垣市長は明治二二年度追加予算で、鴨川筋新運河開鑿工費予算（一〇万円）および市債募集（二三万五千五百円）ならびに償還方法に関する議案を市会に提出する<sup>(16)</sup>。しかし、この案は中安信三郎（改進党）の「本案ハ隨分重大ナル議件ナレハ輕々ニ議了スルヲ得サレハ委員ヲ撰シテ調査ヲ托シ其報告ヲ待テ審議スヘシ」という建議が過半数で採用され、調査委員七名に負託されることになった<sup>(17)</sup>。調査委員は、雨森菊太郎、西堀徳二郎、古川吉兵衛、下間庄右衛門、西村七三郎（以上五名公民会員）、中安信三郎、富田半兵衛（以上二名改進党員）である<sup>(18)</sup>。

翌年一月一四日、調査委員西村七三郎より「鴨川運河工費ハ且下市ノ負担スルトコロ頗ル重クシテ支出ニ困苦スル状況ナレバ、経済ニ余裕ヲ生ズルマデ暫ク本議ヲ中止スルコトニ決セリ」との報告があつた<sup>(19)</sup>。要するに、民力休養論による審議延期論である。これをうけて調査委員西堀は、鴨川運河中止の時は工費一〇万円は不用となるため市公債は募集せず、と報告した。またその後、下間庄右衛門より「新運河線路ヲ変更シテ（鴨川を横断して）—注高久竹屋町ト夷川ノ間ヲ横断シテ堀川ニ通シ、ソノ末流ヲ天神川ニ連絡ナセシメテ淀川ニ達セハ大ニ水運ノ便ナルノミナラス、近來京都ノ現況ヲ察スルニ水陸共其ノ便ハ多ク東ニノミ傾キ居レハ旁々以テ本議ヲ提出スル所以ナリ」（傍点高久）との新路線説の提出があった。下間は、この新路線の実現のため「加茂川以西新運河調査費」と

して五〇〇円を計上すべし、と主張した。<sup>(18)</sup> 疏水の水を堀川・天神川という京都西部の川に引くという下間新路線説は明らかに鴨川運河よりも費用は多額になることが想定された。したがって、下間新路線説は、民力休養論の立場からの鴨川運河中止論ではなく、下間自身が明確に述べているように北垣等京都市当局者の東部開発偏重批判が込められた西部開発構想であった。

ところで、下間は調査委員の一人であった。そして、下間新路線説は、調査委員である中安信三郎・西堀徳一郎も賛成した。<sup>(19)</sup> また、その後の議論では一人の調査委員、雨森菊太郎・古川吉兵衛は原案（市参事会案）を賛成した。とすれば、調査委員の中では、意見の一致を得られなかつたが、ともあれ雨森・古川を除く五名が鴨川運河を当面延期もしくは中止する方向性であったことが見て取れる。つまりは、次のような布陣である。

鴨川運河を延期もしくは中止説→西村七三郎・富田半丘衛

鴨川運河を中止し堀川等西部新路線説→下間庄右衛門・中安信三郎・西堀徳一郎

鴨川運河説→雨森菊太郎・古川吉兵衛

西村・下間・西堀・雨森・古川は公民会員であったが、ここでも、公民会の組織的連携は全くないことが見て取れよう。

北垣市長（府知事）は、このような鴨川運河中止の動きを予想していたのであろう。彼は、通常は尾越蕃輔書記官などに任せてほとんど出席しないこの日の市会に出席し、原案を提案した理由を縷々述べた。この中で北垣は、下間の新路線説に触れて、「廿四番説（下間説——高久注）の如く市中を横断せば其費額大に増加し、一旦取調し所に拠れば土地・家屋等の買上代金は少くも四五五十万円の金額を費消せざるべからず」とし、工費の面から鴨川運河の必然性を述べた。<sup>(20)</sup>

議論の結果は、調査委員説（鴨川運河延期もしくは中止説）は賛成者なく消滅し、下間西部新路線説は賛成少数

で否決される。原案（市参事会説）は、古川古兵衛、雨森菊太郎、大沢善助、高木文平の賛成があり、採決の結果過半数で可決される。これが鴨川運河議案を含む明治二十二年度歳入出追加予算の第一次会である。<sup>(21)</sup> 下間の西部新路線説は鴨西運河線調査費五百円説としてその後一六日の第三次会议でも提出され、その時は一九名中一四名の賛成少数で否決される<sup>(22)</sup>。北垣はこの日も市会に出席し、下間の西部路線説を技術論から批判した。彼はこう言う。南北に通ずる運河は井水および下水等に影響を及ぼさないが、東西に通せば大影響を及ぼす、東西の運河の場合、これより以南の井水は枯渇しかつ泥水になるおそれがある、これを防止しようとするならば衛生土木の付帯工事が必要になる、と。<sup>(23)</sup> しかし否決されたとはいえ、半数弱の西部新路線説賛成の事実はいかに北垣等の東部開発優先への批判が底流として渦巻いているかを如実に示したのである。翌一月一七日、京都市会では前日と同じく下間の西部路線説が議論の俎上に乗った。前日に引き続き出席した北垣は、この日は下間説実現の場合の費用を具体的に提示し、付帯工事や堀川改修工事を含めて百四、五十万円内外の膨大な費用が掛かることを理由に反対した。<sup>(24)</sup> 北垣の精力的な動きと同じ西部新路線説の中での中安と下間の軋轢もあり、<sup>(25)</sup> 京都市会はさまざまな議論の末、鴨川運河案を出席議員三一名中わずか一票差で可決したのである。<sup>(26)</sup>

## （2）鴨川運河工事の延期

京都市会でわずか一票差での可決という縄渡り内状況になったのは、鴨川運河に対して様々な不満が鬱積していたからである。一つは、民力休養説であり、京都市の施政は、琵琶湖疏水工事に偏重してはいないか、今しばらくは民力を休養すべきではないか、との意見<sup>(27)</sup>。第二は、鴨川運河工事を見合わせ、堀川に通ずる新運河の調査をすべし、という堀川説。この意見には、京都市の地域開発は鴨川の東に集中しているとの京都市西部の不満が背景にあつた<sup>(28)</sup>。第三には、新運河を開くときには従来の東高瀬川は不要となる恐れがあり、且下市費が多額になつてゐる際に

おいては新しい新運河工事を起こす必要はない、とする東高瀬川付近の人々の意見、などがあつた。<sup>(28)</sup> もうひとつ、市会の議論には登場しないが、鉄道との比較のうえで鴨川運河の効果に疑問を持つ声があつた。次に掲げる『中外電報』一八九〇年（明治二三）一月七日付「鉄道と疏水運河」と題する記事である。

来る十日を開くと云ふ市会調査会に於て鴨川運河のことをも討議することなるが、或る者は謂へらく、全体北垣府知事が疏水工事を思立ちたる当時は鉄道も今日の如き有様にあらざりしを以て運河を運漕上最上の利便と思惟したるならんが、既に鉄道は連絡を通じたる、其の上昨年一月鉄道局が大に米穀・石炭類の運賃を低減したるの今日に在ては到底運河の如き緩慢なるものゝ用立つべき謂れなく、現に余が先年米国に渡航したる際同地の某氏は、今日の京都が鉄道の利を棄て別に鴨川運河を開かんと望むならば、宛も壯年の戸主を隠居せしめて老父を再戸主と為すに等し、知事は行掛りよりして已むを得ず鴨川運河にてもと思はることならんが、調査委員の人々は能く鉄道に比較して其利害便否の在る処を十分に穿鑿あらまほしく存する云々

鉄道は、明治一〇年代から二〇年代にかけて、次第に発達の度合いを強めていた。周知の如く、鉄道網は、一八七四年（明治七）大阪・神戸間、一八七七年（明治一〇）京都・大阪間、一八八〇年（明治一二）京都・大津間、一八八四年（明治一七）長浜・金ヶ崎（敦賀港）間、同年長浜・大垣間が開通した。「ここにおいて、大津・長浜間の太湖汽船会社による湖上連絡を媒介として、敦賀から京都を経由して大阪・神戸に至る本州横断路線が形成された」<sup>(29)</sup>。その後、一八八六年には、東海道線建設が決定され、一八八九年には新橋・神戸間の東海道線が全通した。このような状況は、鉄道に対する関心を強めた。後述するように、北垣自身が一八八七年（明治一〇）から京都・舞鶴間鉄道実現に動き出していた。この後琵琶湖疏水の疏通式直後に『東京日日新聞』が、鉄道との比較で運輸面での疏水の効能に疑問を呈していたこと<sup>(30)</sup>も考えあわせると、この時期鉄道との比較から鴨川運河の効能を検討する必要があつたと思われる。しかし、調査委員が鉄道との比較で鴨川運河の効果を考えた形跡は今のところはない。

また市会でもない。

このような状況の中でもともあれ鴨川運河着工は市会で可決された。六月には内務大臣の起工許可も得て、一部工事は開始される。<sup>(32)</sup>

しかし、その年一月には、工事が途中で延期になる事態が発生する。一月二十四日、京都市会で、西堀徳一郎より次のような建議が提出される。すなわち、工事が沿道郡村の要求により線路を変更し、そのため予算外の支出があるのは「理事者ノ越権ニシテ本会ヲ蔑視シタルモノ」、したがって利害討究のため市会議員中より調査委員を選び、調査中は工事を中止し、さらに市会の議決を経て起工せんことを望む、との建議である。この建議は可決され、この結果二七日、市参事会は市会の意見を入れて調査が完了まで工事延期を決定する。<sup>(33)</sup> 市会の開票の結果選ばれた調査委員七名は、西堀徳一郎、中安信三郎、下間庄右衛門、古川吉兵衛、宍戸亀三郎、西村義民、河村清七であり<sup>(34)</sup>、調査会の委員長は一二月一〇日の調査会の会合で下間になつたらしい。<sup>(35)</sup> 鴨川横断・西部新路線説の提唱者下間および以前にそれに賛成した西堀・中安、高瀬川への配慮を問題にする河村という布陣であれば、すでに鴨川運河工事続行は困難であった。

はたして、一八九一年（明治二十四）二月一六日、京都市会で調査委員が「調査報告書」を報告し、当初の設計と異なるさまざまな問題点を指摘した。すなわち、①当初予定は水運の利便を中心にするものであったが現今行われている設計は四個の閘門を設けるなど水力使用の収利を中心にしており、②堤防の堅牢の必要性など予算も市参事会の目論見一〇万円では足りず、調査委員の目論見では一三万円余がかかる、などである。<sup>(36)</sup> これらの問題点の指摘は、調査委員である中安信三郎が審議の中で問題点を具体的に指摘した後「鴨川新運河開鑿ノ大工事ハ須ラク二三年間中止スルノ得策ナルヲ信スルナリ」と述べたように、鴨川運河の中止もしくは延期が前提になっていたと考えてよい。したがって、京都市長である北垣国道はこの阻止に必死になった。危機感を持った北垣は市会に出席し、

調査委員の報告に対する反対意見を述べ、原案に固執した。彼は、①琵琶湖疏水が完成した以上鴨川運河工事は早く起工しなければならない、②調査委員の日論見は一三万円であるが、一〇万円で工事はできる、③東高瀬川について議論があるようであるが（鴨川運河ができれば東高瀬川の運輸に経済上支障をきたすとの意見——高久注）、東高瀬川にとつて鴨川運河は「益友ヲ得タル如ク、大層度量ノ広キ身代ノ大ナル親戚ヲ得タルカ如シ」、両者ともに発展できる、などと主張した。<sup>(38)</sup> 調査委員と北垣の意見は対立し、北垣はあくまで工事断行に固執した。二月一八日、京都市会は、市参事会および北垣に対し、もう一度市会に対し審議議案として下付するよう「議案下付請求書」を提出した。<sup>(39)</sup> これに対し、二三二日、市参事会は工事即行のための号外議案提出を提出する。内容は、調査委員報告が終了するまで工事を見合わせたが、報告終決により当初決議どおり工事を施行するものとす、というものであった。<sup>(40)</sup> 北垣の強硬姿勢がこれを出させたことは間違いない。しかし、このことはかえって多くの市會議員の憤激を高めた。この問題について『日出新聞』も『中外電報』も、市会には硬軟両派があり、断行派と中止派はほぼ同数と、指摘している。<sup>(41)</sup> 両者まったく対峙の状況の中で、二四日、この状況を開拓する意図をもって改進党の富田半兵衛より折衷案が出される。すなわち鴨川運河を二五年度に起工するという一年先送りの案である。この案は出席議員三四名中三二名の多数で可決された。<sup>(42)</sup> 二四日の可決は、工事中止ではなく一年先送りの案であつたため多数を形成したといえよう。二七日、市参事会は北垣の名で工事を二五年度まで延期することを定め、そのことを京都府知事北垣国道に上申する（奇妙な形式であるが）<sup>(43)</sup>。北垣は、一年先送りという形は許容できるとして譲歩したのである。北垣が知事として、「京都市有ニ属スル琵琶湖線路疏水内京都市夷川ヨリ紀伊郡伏見町ニ至ル開撃工事ノ儀ハ市経済ノ都合ニヨリ明年度ニ於テ起工候事ニ市会ニ於テ決議致候ニ付此段上申致置候也」という文書を内務大臣に上申したのは四月一三日である。<sup>(44)</sup>

### (3) 中止の動き

しかし、一八九二年（明治二十五）になつてもすぐに鴨川運河は再着工できなかつた。三月三日、市参事会は前年の市會議決の趣旨に基づき、明治二十五年度において起工すべく、同年度総予算に臨時費鴨川筋新運河工事一二万円余を計上し、北垣市長は、提案理由を説明し、原案通過を希望した。<sup>(45)</sup>しかし市中の世論は、あいかわらず鴨川運河再着工に否定的な傾向であつたらしい。『日出新聞』三月六日付は「非運河党多し」という記事を掲載し、①堀川以西のものは、鴨川新運河よりも堀川改修を先にすべしとして反対、②東高瀬川近辺のものは、新運河のため利益を奪われんことを恐れ、運河工事延期を欲する、③別の人々は、新運河工事費のために献金、附加税の増加を恐れて延期せんとする、と二つの動向を記し、この結果今度の市会に運河議案が通過するのは難しいだろう、と伝えている。この記事どおり、京都市中には鴨川運河再着工に反対する動きが急速に広まつてゐた。三月六日には、京都実業協会が室町姉小路の同会事務所でこの問題で委員会を開き、市民が諸般の重税を負担して困難をきわめている現況で、一二万余円の大金を投じて不急の工事を起すのは市民の耐えるところではない、として市會議員諸氏に該案廃棄を希望することを決議している。<sup>(46)</sup>京都実業協会は、一八九一年（明治二十四）四月一八日に、堀五郎兵衛、片桐正雄、中野忠八等京都市内の商工業者有志によつて組織されたもので、知識の交換、相互の便益を求め、併せて公共の利益をはかることを目的とし、毎月一三日を例会日とし、『実業叢談』という雑誌も発行していた。この組織は、九一年から九二年にかけて輸出税全廃とか営業賦課法の改良などを課題としており、京都市内の商工業者の職能団体で、政治的色彩は薄い組織であった。<sup>(47)</sup>このような組織であるだけに、鴨川運河中止の動きはかえつて影響力があつた。京都実業協会の希望書は、三月八日市会に提出されるが、この希望書は、鴨川運河工事について、「便益少しき工事」「不急の工事」と位置付けるとともに、次のように琵琶湖疏水工事の効果にも否定的であった。<sup>(48)</sup>

（前略）琵琶湖疏水工事は我国に有名なる一大工事にして其の費用亦巨額なり、起工の当時世間の論者は此工

事を以て京都の経済上其得策にあらざる事を評論したり、果せる哉、該工事開鑿の結果は甚だ思はしからず、百二十余万円の大金を費して其収むる便益は實に微々たりしは諸君の確知せらるゝ所なり

一八九〇年四月の疏水完成の時期に一部にあつた琵琶湖疏水工事の効果に対する疑問は二年後には相当大きな拡がりになつてゐるのである。このムードは当然鴨川運河工事に飛び火した。

三月八日、京都市会で中安信三郎ほか一九名から一つの建議が出る。内容は、鴨川新運河工事は利害の調査が完結せず、同工事ははたして十分に利益あるか未だこれを予測することができず、市の經濟の整理していない今日にあたつてこれを起工することは得策ではない、これらは府県制が実施され、特別市制が撤去され十分に市の經濟の整理がついたのちおもむろに工事に取り掛かつても未だ遅くない、という趣旨である。<sup>(50)</sup> この建議は多数で可決される。事實上の鴨川運河廃止の動きである。そして、三月九日、前日の建議採用をうけて、北垣市長へ提出する廃止の理由書作成のための調査委員三名が選ばれ、翌一〇日、市会で調査委員より鴨川新運河全廃の理由書が提出される。結論は、「明治二十四年二月二十四日議定ニ係ル号外議案新運河工事ニ十五年度ニ於テ起工ノ件及ヒ之ニ関連スル諸般ノ議決手続等ハ総テ取消シトス」であり、理由は、①計画が完全ではないのに、新運河の開鑿に着手するは早計、②且下市の經濟は未だ整理の場合にいたらざるをもつてこの時に対あたり新税源を求めて新事業を起こすがごときは事の宜しきをえたるものではない、といふものであった。<sup>(51)</sup> この理由書も可決され、この結果鴨川運河工費は全廃されることになった。<sup>(52)</sup> 京都市会が「新運河工事起工ノ件及ヒ之ニ関連セル諸般ノ議決手続取消ノ事」と議決するのは四月六日である。<sup>(53)</sup> 『中外電報』三月一〇日の社説「鴨川運河工事の廢止」は、旧来からある一論（「高瀬川党」と、西部の堀川改修を先にすべきという論）に加えて新出の一一つの要因、すなわち一つは市經濟が困難なため娼妓貸座敷の賦金に対し新たに特別營業割を賦課し、かつ芸妓・俳優等の附加税を増加したこと、もう一つは「衆議院選挙に付て暗に此工事を廃せんとする一種の感情を生じたること」が結びつき、「非運河党の大同団結」になつ

た、この結果「市会議員の三分の一は殆ど議場外にて同意を表せり」ということで大勢は定まつた、と記している。この社説で指摘している一月一五日に行われた衆議院議員選挙の影響については判然としないが、「民力休養」論ムードが想定されているかもしない。ともあれ、このような状況の中で北垣市長はもはや為すすべはなかつた。もつとも、北垣自身は、三月三日鴨川筋新運河工事予算を含む明治二十五年度予算の提案理由を説明した翌日から東上し、そのあと持病の心臓病の療養のため熱海に行つたらしく、また四月も一日から五月一日まで一ヶ月間東京に滞在した。この間四月と五月の『塵海』の記事には、鴨川運河の記事は一切ない<sup>(55)</sup>。この時点での北垣の動きを見るかぎり、北垣は鴨川運河再着工はある種のあきらめをもつていたのかもしない。

この鴨川運河をめぐる政治動向で特徴的なことがある。すでに述べたように一八八九年には京都市中の人々を中心<sup>(56)</sup>に全府的政社公民会がうまれた。しかし、一八九二年にはもはや公民会が京都市中で何らの役割を持たない傾向がさらに進行していたのである。たとえば、三月八日、京都市会に建議を提出した二〇名について見てみよう。これら二〇名は鴨川の西部に居住している人々であったが、この中には府会での非公民会派の中心人物であった中安信三郎をはじめ畠道名や岡本治助などの非公民会派がいる一方、公民会員が西村義民、西村七三郎、矢野長兵衛など半数の一〇名を構成していた。矢野は後述の北西会の中心メンバーであり、京都市内の東部開発につながる鴨川運河よりも西部開発につながる堀川改修を一貫して主張していた。いわば、地域的利害は公民会・非公民会派の枠を越えて進行していた。公民会員西村義民が、「市会ニ於ケル鴨川運河開鑿ノ如キ亦是地方的利益ニ関スルヲ以テ敢テ本会ノ党議ヲ定メス、会员各自ノ意見ヲ以テ賛否ヲ決セシメタリ」と機関誌『京都公民会雑誌』で述べたように、公民会は実利主義的組織であるがゆえに地域利害に絡む問題ではまったく「党議」をたてなかつた。むしろたてることができなかつたといつてよい。一八九二年になつて、公民会がますます組織の体をなさなくなつてくるのは、もつとも勢力の強かつた京都市内でますます京都市内での地域分裂が進行したことにもよる。たとえば、第一

回衆議院議員選挙の五日後に行なわれた府会議員半数改選では、当選者の中に鴨東団体派五名という明らかに京都市中の特定地域の利害を反映した集団が登場した。<sup>(55)</sup> この派は鴨川の東の下京区旧七、八、一五、一〇、一一、一二、二七、二八、三一、三三組によって構成され、しかも公民会を脱会した中村栄助、宍戸亀三郎、下間庄右衛門、中野忠八、西川吉兵衛等が組織したもので、非公民会派と選挙事務所を同じくするなどして提携する。<sup>(56)</sup>

府会議員選挙後、さらに地域による組織化が進行した。組織化を加速したのは三月二十五日の市会議員半数改選である。これをめざして京都市内の各地域で候補者の予選が行なわれていった。三月一三日、下京区鴨川以西の地域を対象に竹村藤兵衛、古川市兵衛、辻忠兵衛ら公民会員を中心に京都実業会が組織される<sup>(57)</sup>。さらには、上京区堀川以西三条以北一二三か組の地域組織北西会がやはり公民会員である矢野長兵衛等によって組織される<sup>(58)</sup>。西陣地域を含む北西会は、北野公園の開設、京都北西部に京都物産の一大陳列場の設置、神泉苑内に動物園開設、堀川を改修し疏水運河より分水、道路改修など地域の要求を具体的にかかげる<sup>(59)</sup>。北西会のこれらの要求は、鴨川運河など京都市当局が重点的に行なってきた鴨川の東の開発に対する批判を含んでいた。ともあれ、これらの団体、さらには鴨東団体、京都実業協会も候補者予選を行い、また米醤油商篤志会、「下京区時計営業者」、「下京区元」十七・一十八・三十一・三十三組四ヶ組連合有志者<sup>(60)</sup>などといった組織も推薦活動を行っていく。

つまりは、鴨川運河に象徴的にあらわされるような地域利害や職能的利害が、もはや公民会のような全府的な実事主義的政社の存在を必要なくしていったのである。公民会が総会を開き解散するのはその年の三月一六日である。

「公民会解散宣言書」<sup>(61)</sup>によれば、解散の理由は、前年の府会における非公民会派の創立により「自治制にも、代議士選挙にも、殖産上にも、其利害得失を選ぶに違あらず。常に朋党比周し本会を敵視する跡なき能はず。而して府下人心の真正なる結合は却て四分五裂するの傾きあり」、したがって「府下人心」の分離を防ぐために解散することになった、と述べている。また、「近來名譽に熱中するの徒本会と趣旨を同じうするに拘はらず濫りに日々の小

団体を組織」という状況、すなわちすでに述べた京都市内における地域分立と市内各団体の叢生という状況も、公民会の解散の引金になつたことはまちがいない。<sup>(66)</sup>

#### (4) その後の鴨川運河

最後にその後の鴨川運河の軌跡を簡単に述べておこう。前述したごとく、一八九二年四月の時点では、鴨川運河工事が中止になることはもはやさけられない情勢であった。しかし、この流れが五月に逆転する。五月二六日の京都市会において、東枝吉兵衛より「本年四月ノ決議ニ係ル鴨川新運河開鑿ノ件決議取消云々ノ理由書中政府ニ関係スル事柄丈ハ市長ノ執行ヲ見合サンコトヲ請求スル」建議が提出される<sup>(67)</sup>。そして、この建議は、翌日の市会で過半数可決される<sup>(68)</sup>。要するに、鴨川運河再着工の流れが決まる。そして七月二七日の京都市会において、鴨川運河および堀川改修実測費に関する建議が一二三対一三で可決され<sup>(69)</sup>、これにより鴨川運河工事は再開されることになる。

なぜこのような逆転が起こったか。この五月という月は、京都市参事会および京都市会が平安遷都千百年祭と第四回国勧業博覧会実施の計画を本格的に開始した時期、ということに関連がある<sup>(70)</sup>。五月二六日、京都市会は、「桓武天皇御遷都記念祭」を議し、挙行を決議する。さらに二一八日京都市会は、「明治二十七年第四回国勧業博覽会開設の具申」を農商務大臣に提出し、第四回国勧業博覧会を京都で行なうよう建議をする<sup>(71)</sup>。五月二六日・二七日の京都市会における東枝吉兵衛の建議の理由は、①市が事業を申請して政府の許可を得たにもかかわらず、これを取消すことは、市の信用を失墜し、将来事業の申請上悪影響を及ぼす、②とくに、第四回国勧業博覧会を京都に開設することについても、政府の特許を得るうえにおいて憂慮すべきものがある、③さらに新運河工事はこれを否決したが、その後市民有志中堀川改修説あるいは高瀬川連絡説を唱えて奔走しているものもあり、早晚議場に再燃する機会もあるように考えられるから、政府に関する事項は取消し手続きを延期するのが適当である、という

ものであつた。<sup>(7)</sup>つまりは、新たなイベント成功のために、鴨川運河工事はどうしても実施しなければならなかつたのである。しかも、堀川改修のための調査費を計上することによって京都市西部に配慮し、そのことによつて鴨川運河再着工の条件を整えたのである。

この間、琵琶湖疏水工事およびその継続事業である鴨川運河を使命感に燃えて強力に推進してきた北垣は京都での行政の長を終えようとしていた。北垣は、七月一六日内務次官に任命される。しかし、彼はそれを断り、この結果同月一九日彼が希望していたポストである北海道開拓使長官に任命される。京都市会で鴨川運河工事が決議されるのはその八日後の二七日である。<sup>(8)</sup>『中外電報』七月一八日付によれば、この時期鴨川運河決行のことを市会に請願する者が多くあつたという。同紙は「是れ知事に此の地を去るに当り饋別の品贈らんとの赤心にはあらざるか」と書いた。この年の五月から七月にかけて、世論はそれ以前に比して大きく変貌したのである。

この年一一月二五日、鴨川運河工事が再着工される。そして一八九四年（明治二七）九月に工事は竣工し、疏通式が行なわれるのが二五日である。<sup>(9)</sup>

- (1) 前掲『水力利用』二六頁。
- (2) 『大坂朝日新聞』明治二年一月一五日付。
- (3) 『京都公民会雑誌』九号、二二頁。
- (4) 『塵海』明治二二年一〇月一一日～一月七日付。
- (5) (6) (7) 『塵海』明治二二年一〇月一二日条。
- (8) 『塵海』明治二二年一〇月一九日条。
- (9) 『塵海』明治二二年一〇月一日、二一日、二九日、三〇日、一一月一日、二日、四日、五日、九日条。
- (10) 『塵海』明治二二年一〇月一九日条。

## 琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（下）

- (11) 『塵海』明治二年一月九日条。
- (12) 『塵海』明治二年一月一一日条。
- (13) 前掲「市参事会議決書」。
- (14) 前掲「水力使用」五〇七〇五一頁、『中外電報』明治二年一二月一九日付、『日出新聞』明治二年一二月二〇日付。
- (15) 京都市参事編『訂正琵琶湖疏水要誌附錄』（以下『附錄』と略す、一八九六年七月刊）八〇九頁。
- (16) 前掲『附錄』九頁。『日出新聞』明治二年一二月一一日付、『京都日報』明治二年一二月二四日付。『京都日報』の記事は「公民会に御釜を掘らす」という題名で、調査委員七名中一人の改進党員が五名の公民会員によって「御釜を掘らする約束調ひたる」すなわち両者の妥協の結果、公民会を中心に方向性が決まるのではないか、ということを暗示した内容になっている。いかにも、反公民会、反改進党の姿勢をもった交話会の影響の濃い『京都日報』の主張であるが、現実には公民会は市参事会あるいは北垣支持の方向では動かなかった。
- (17) 前掲『附錄』九頁、『中外電報』明治三年一月二五日付。
- (18) 前掲『附錄』九〇一〇頁、前掲「水力使用」五〇七〇五〇八頁。
- (19) ばかりに賛成者として堤弥兵衛と高橋正意がいた（前掲『附錄』一〇頁）。
- (20) 『京都日報』「京都市会傍聴筆記」明治三年一月一五日。
- (21) 前掲『附錄』一〇頁、前掲「水力使用」五〇七〇五〇八頁、『京都日報』「京都市会傍聴筆記」明治三年一月一五日。
- (22) (23) 『京都日報』「京都市会傍聴筆記」明治三年一月一七日。
- (24) 同右、一月一八日付。
- (25) この日、中安は次のように市会で発言した。もともと下間説に賛成であったが、今朝ある人に聞いたところによれば、下間は堀川辺の水車営業者より賄賂をもらい市会に案を提出したという、自分もこの分子中に入れられ、提灯持をしたとの疑いを起こされてもは實に迷惑である、本日は少し躊躇している、と。もちろん下間はこの噂を否定した（同右）。
- (26) 『京都日報』「京都市会傍聴筆記」明治三年一月一八日。『附錄』一一〇一頁、前掲「水力使用」五〇八頁。
- (27) 小川桃華坊「京都市的一大問題」『京都公民会雑誌』一二号（明治三年一月二八日刊）。
- (28) 前述した下間庄右衛門に代表される意見。
- (29) 市会議員河村清七の意見（『日出新聞』明治三年一月一八日付）。
- (30) 斎藤尚久「明治期における琵琶湖疏水運河の運輸状況」『同志社大学商学部創立三十周年記念論文集』一五九〇一六〇

(31) 拙稿「琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（上）」（『社会科学』六四号）一一五～一二六頁。なお、斎藤尚久氏が指摘しているように、一八八三年（明治二六）一月の勧業諮詢会で京都府当局者は鉄道との比較で運賃面での琵琶湖疏水の有利性を述べたが、「この運賃比較は京都・大津間というきわめて限定された短距離の区間ににおける比較にすぎない」ものであった（前掲斎藤論文一六一頁）。斎藤氏が、一八九六年（明治二九）の敦賀・福井間鉄道開通後の福井羽二重の京都までの輸送運賃の事例で述べたように（同、一六一～一六二頁）、広域的な輸送構造の変化が意識されないまま琵琶湖疏水、鴨川運河が着工されていったのである。

- (32) 前掲「水力使用」五一三頁。
- (33) 前掲「附録」三四～三六頁。
- (34) 前掲「附録」三六～四三頁。
- (35) 『日出新聞』明治二三年一二月二一日付。
- (36) 前掲「附録」五八頁。
- (37) 前掲「附録」五八頁。
- (38) 前掲「附録」四三～四九頁、前掲「水力使用」五一五～五一九頁。この鴨川運河と東高瀬川は両者とも発展することができるという北垣の意見は興味深い。北垣は物資輸送上の両川の性格の違いを次のように指摘する。高瀬川は肥料などの日用品を運ぶ川で、輸入が多く輸出するものは「僅々タルモノ」である、これらの物品は京都の商業が発達すれば、人口が増加し、人口が増加すればこれらの日用品は増加するだろう、すなわち高瀬川の荷物の増減は京都の発展の結果としての人口の動向に左右される、これに對して鴨川運河の場合、今日まで運送の便がなかつた岐阜・愛知・三重等の物品を引き寄せるとともに北海道・山陰・北陸の物を取り寄せる川である、これまで北海道の物品は下関を大廻りして大阪に来て、この運河が成功すれば、まず物を越前敦賀に運び、敦賀より鉄道で大津に運び大津から京都には疏水で引き、その物品が京都に止まる物であれば京都に止め、大阪に直行する物は直行せしめ、伏見に送る物は送るという形になる、北海道・山陰・北陸の物品はこれまで三〇日を費やさなければ到着しなかつたが、これから一〇日くらいで取り寄せることができるだらう、と。
- (39) 前掲「附録」八〇～八一頁。
- (40) 前掲「附録」八一頁。

- (41) 『日出新聞』明治二四年二月二五日付「硬軟両派の調和」、『中外電報』明治二四年一月一日付「京都市会の硬派と軟派」、二五日付「硬軟両派の調和」。
- (42) 前掲「附録」八五〇・八六〇頁。
- (43) 前掲「附録」八七〇頁。
- (44) 前掲「附録」八九〇頁。
- (45) 前掲「水力使用」五三一～五三三頁。『中外電報』明治二五年三月四日付。北垣が提案した明治二五年度京都市予算是総額三〇万一千五百円余、その内経常費が一六万四〇六円余、臨時費が一四万一一四円余で、臨時費中鴨川筋新運河工事費が一二万一三三・八円余で、明治二四年度提案の時より二万円余の増額がなされていた。北垣は、この場で一年間の琵琶湖疏水の経済効果として、①電機の作用は時計会社の実験により利があることが確信できた、②魚類の運賃は一〇分の一に減じ、その他も半額または一〇分の六、七に減じた、③精米は通水後一割減が五分減になった、④これ等の結果市中一年間の間接の利益は一二万円余、と述べた。かなり都合のいい数字を並べた感があるが、北垣は、最後に今年度の一〇万円余支出の苦は翌年より漸次楽境に入る因となる、と述べている。
- (46) 全く同じ記事が『中外電報』明治二五年三月六日にある。
- (47) 『日出新聞』明治二五年三月九日付。
- (48) 同右、明治二四年四月一七日、二一日、明治二五年三月二一日付。明治二四年四月一八日の発会式では、仮幹事として、片桐、中野（菓物砂糖商）、堀（油商）のほかに梶原伊三郎（酒商）、木村勝次郎（質貨物商）、吉野久和、高田吉郎（生糸縮緼商）が選出されている。また、この会は、この後遷都千百年祭や第四回国勧業博覧会推進でも活躍することになる。
- (49) 『中外電報』明治二五年三月九日。
- (50) 同右、前掲「附録」九一～九二頁。
- (51) 調査委員は、西村義民の建議による。調査委員は、西村義民、中安信三郎、下間庄右衛門である（『日出新聞』明治二五年三月一〇日付、前掲「附録」一〇〇～一〇一頁）。
- (52) 『日出新聞』明治二五年三月一一日付、前掲「附録」一〇一～一〇二頁。
- (53) なお、この後の動きにも触れておこう。三月一〇日鴨川運河中止が決定した翌日、京都市会において下間庄右衛門より鴨川横断高瀬川連絡の建議案が提出され、賛否同数のため、議長の意見により再議に付し、調査委員に付託される（前掲

「附録」一〇一～一二頁、前掲『水力使用』五一四～五二五頁)。しかし、この振り戻しの鴨川横断の路線案も、四月六日の議論の結果、①市会が鴨川筋新運河工事を無期延期としている理由に鑑み、現在この工事を起こすのは時宜に適しない、②市會議員半数改選の時期も切迫しているので新市会の意見に譲るのが至当である、等の理由により三月一日の建議案は不採択になる(前掲『附録』一一一～一二三頁、前掲『水力使用』五一五～五一六頁)。

(54) 前掲『附録』一二三～一二四頁。

(55) 『中外電報』明治二五年三月四日付。

(56) 『塵海』明治二五年四月、五月記事。

(57) 二〇名は、中安信三郎、畠道名、清水吉右衛門、松下新助、西村義民、上野宇八、古川吉兵衛、西村七三郎、林長次郎、矢野長兵衛、中川長平、中孫三郎、岡本治助、河北武兵衛、岸田九兵衛、中村平左衛門、高橋正意、田中善右衛門、野原新造、荒木重兵衛である(前掲『附録』九～九一頁)。

(58) 西村義民「府會議員半数改選二就テ」『京都公民会雑誌』第三五号(明治二五年一月一〇日発行)、一七頁。

(59) この選挙での満期退職者は四六名、この内訳は公民会三名、非公民会派二名、中立二名であった(『京都公民会雑誌』第三五号、一三頁)。選挙の結果は、『日出新聞』によれば、公民会二〇名、非公民会派九名、中立二名、鴨東団体派五名、保守派一名という内訳であった(『日出新聞』明治二五年二月一三日付、一四日付、一五日付、二六日付、二八日付)。このように、この選挙では公民、非公民ともに数を減らし、中立派が増大した。前年末の府会での政争に対する選挙民の批判、とりわけ非公民会派に対する批判が多分にあったと思われる。なお、この時期の地域間対立と地域団体の叢生については、前掲小林丈広論文がすでに指摘している(一一四～一二八頁)。

(60) 『日出新聞』明治二五年一月一三日付、二一日付。

(61) 同左、明治二五年三月一〇日付、一五日付、『中外電報』三月一五日付。

(62) 『日出新聞』明治二五年三月八日付、三月一六日付、『中外電報』三月一六日付。

(63) 『日出新聞』明治二五年三月八日付。

(64) 同右、明治二五年三月三日、一四日、二五日付。

(65) 同右、明治二五年三月一八日付、『中外電報』三月一八日付。

(66) さらに公民会解散の要因は、第一議会前後の大成会の分裂状況が公民会指導層に与えた影響である。浜岡先哲、田中源太郎は政治活動に嫌気がさしていた。彼らは共に第一回総選挙に立候補することを実業上の理由により固辞するが、結局

- 田中のみ南桑田郡選舉民の要望により立候補することになる。浜岡はこの後、一八九〇年九月の商業會議所条例発布によって公的に法人的性格を附与された京都商業會議所（一八九一年四月創立）の初代会頭としての活動に没頭する。中村栄助は公民会を離れ、敵である自由党に入党する。このような公民会指導層の「政治離れ」現象も解散の一因を形成していく。
- (67) 前掲『附録』一二四頁。
  - (68) 同右、一二五～一三一頁。
  - (69) 同右、一四六～一五四頁。
  - (70) 遷都千百年祭と第四回内国勧業博覽会の実現経過とこのイベントの性格については、拙稿「『地方化』する京都」『京都千一百年の素顔』（校倉書房、一九九五年）参照。
  - (71) 『中外電報』明治二五年五月二七日、二九日付。
  - (72) 前掲『附録』一二四頁。
  - (73) 前掲『水力』五六六頁。
  - (74) 前掲『水力使用』五三〇～五三三頁。
- おわりに——背景と北垣の行政
- 最後に、琵琶湖疏水と鴨川運河をめぐる政治状況について本稿で明らかにしたことのまとめも含めて若干のことをお述べておきたい。要するに、時代状況の中で琵琶湖疏水・鴨川運河を位置付けることの必要性と、市制特例下の市長（府知事）の位置がどのようなものか（多様な拘束要素がある中での行政執行をせざるを得ない姿、いわば行政がうまくいかない姿）が、ここで述べたい点である。
- 本稿が対象にした時期は、一八八九年（明治二二）から一八九二年（明治二五）の四年間であるが、まず指摘しておかねばならないのは経済・政治・技術面での時期の規定性である。
- 第一に経済面での時期の規定性である。この時期は、明治一〇年代後半の空前の不況を過ぎながらも、一八九〇

年（明治二三）の恐慌が京都市中を襲つた時期である。また、一八八九年（明治二二）八月と九月の大水害は京府の河川に接する地域に大きな被害をもたらした。琵琶湖疏水が完成した一八九〇年という時期はそういう時期であった。一八九〇年四月琵琶湖疏水の竣工式後に表面上の熱狂の裏に潜む京都市民の疲弊状況を看破した関直彦の『東京日日新聞』社説はその意味で優れた分析と言つていい。琵琶湖疏水が完成した後当初の予定通り疏水の水を伏見まで通すためにはさまざまな制約条件があった。一つはこれ以上の直接的税負担を市民のかけるわけにはいかず、市債の発行という間接的税負担にせざるを得なかつた。二つ目は疏水の流路の問題である。当初は堀川や東高瀬川など鴨西への流路が考えられていたが、結果としては鴨川の東に流路を造るという鴨川運河になつた。鴨東開発優先という批判を避けるためには鴨川の西に流路を持っていくのが地域開発のバランスの上でベターであつただろう。北垣は鴨川運河の場合単年度十万円、堀川に結ぶとすれば四十万円と説明しているが、その説明に鴨川運河案を通すための誇張があつたとしても、鴨川運河は財政上および技術上もっとも取りやすい選択肢であつたことは間違いない。しかしその結果は、鴨東開発優先という批判を避けられないものにした。

第二に政治面での時期の規定性である。この時期は一八九〇年の第一回衆議院議員選挙の時期であった。そのため一八八九年に京都公民会、交話会、生民会、平安協同会など数多くの政社が京都府内に簇生した。これらの政社がめざしたのは中央（國）への志向であった。国会開設による国政参加という夢の実現が彼らの意識を支配していた。この時期の政社は公民会を取つてみても、明治二〇年代後半以降の地域利害の実現やその調整という政治組織とはほど遠い組織であった（支社を禁止するという一八八一年六月公布の集会条例改正追加第八条の影響もあったが）。本稿で述べた如く、公民会という組織は個々の地域利害については一切組織的対応や調整機能を持たなかつたし、持てなかつた。しかし、一方で「民力休養」や特恵資本保護反対という「民党」ムードは地方に伝染していた。疏水水利利用をめぐる京都電燈会社委託問題が京都市内の反公民会グループから公民会批判も内包されながら展開された

のも、翌年の第一回衆議院選挙が意識されていたからである。対抗軸はさまざまな局面で鮮明にされ、多くの場合公民会はその標的にされた。一八九一年、九二年の時期になると、公民会は府会でも市会でも最大党派でありながら「吏党」と位置付けられ攻撃の対象になった。一方で公民会は、京都市内では地域利害から組織の分裂を起こさざるを得なかつた。鴨川運河問題はまさに地域利害が衝突する問題であつた。要するに、公民会は政治状況の変化に対応できなかつた。その意味で一八九二年の公民会解散は必然であつた。

第三に一八九〇年四月に完成した琵琶湖疏水の効能がまだ目に見えていなかつたという時期の規定性である。疏水水力による電力供給のため蹴上発電所が建設され送電を開始したのは一八九一年（明治二四）一一月のことである。しかし、電動機はすべて直流であつたため、送電可能区域は発電所周辺二〇町（二キロ余）以内に限られていた。送電区域の拡大を可能にする交流発電機の導入は一八九四年以降であり、鴨川運河が問題になる一八九〇～一八九二年の時期電気の効能はまったく市民には意識されなかつた。また、運輸の点では、『中外電報』一八九〇年一月七日付「鉄道と疏水運河」と題する記事のように、運賃や移送時間の点で鉄道に対し運河の効能に疑問を持つ声があがっていたのである。一八九二年三月八日、鴨川運河の中止を要望する京都実業協会の希望書が、「百二十万余円の大金を費して其收むる便益は實に微々たりしは諸君の確知せらるゝ所」と琵琶湖疏水工事を否定的に捉える意見が出たのは、このような状況を背景にしていた。それから一カ月後の五月一三日付の、『時事新報』が社説「京都の神社仏閣」（福沢諭吉執筆）で琵琶湖疏水工事を「不首尾」と断言したのは、このような京都市中の雰囲気を感じ取ったからであると思われる（その意味で福沢の意見が特に卓見というものではない）。市会での鴨川運河の議論は、鴨川運河の前提である琵琶湖疏水工事が多額の費用に比しこまで効能があつたのかという疑問の雰囲気の中で進められていたのである。

次に、琵琶湖疏水工事および鴨川運河を推進した北垣府知事（市長）の行政手法および都市開発構想について触

れておこう。

第一に、北垣の行政手法である。北垣の行政手法は、その京都府知事赴任時から「任他ノ主義」と呼ばれた。<sup>(2)</sup>これは、一八八〇年（明治一二）の地方税追徴布達事件<sup>(3)</sup>に象徴的に現れるような権力行使の強引な権力行使（干渉主義）に対比して呼称されたものであった。この北垣の行政手法である「任他主義」は、その後も巷間に呼称されたらしく、一八八三年（明治一六）八月、丹後の民権家沢辺正修は、丹後の「盛岡君」に送った書簡の中で北垣の行政手法を「自由制度任他主義」としている<sup>(4)</sup>。では、「任他主義」の具体的な内容はどのようなものか。沢辺の書簡には次のような箇所がある。

京都府ハ北垣氏赴任以来常置委員ニ権利ヲ附スル潤大ニシテ、常置委員ハ行政区画内ニ侵入シテ干渉スルコト少々ナラズ、十五年十一月第六十八号布告ニヨリ府員会規則ヲ改正シ頗ル人民ノ権利ヲ減スルモ、京都府知事ハ常置委員ニ対スル從前ニ異ナル所少ナク、府会ノ決議ハ或ハ行政上不便ナルモ大抵之ニ背カズト、是全ク知事が行政ノ便宜ニ出ツル、此自由制度任他主義ニ於テ我輩ハシカアラント望ムナリ<sup>(5)</sup>

この沢辺の書簡は、北垣の行政手法を評価する形で述べているが、要するに北垣の「任他主義」行政手法は「常置委員ニ権利ヲ附スル潤大」、すなわち府會議員から互選された常置委員<sup>(6)</sup>に依拠しながら、或いは任せながら行政を進めるという特徴を持っていた。常置委員は多くの場合、府会での多数派が占めたから、北垣の「任他主義」は、府会の多数派協調行政であった。そして、明治一〇年代府会で議長・副議長・常置委員を占めたのは表<sup>5</sup>で明らかのように一八八九年に公民会に参加する人々であつたし、一八八九年公民会が創立されて以降は、一九九一年（明治二四）秋の明治二十五年度通常府会以前は公民会員が圧倒的多数であつた。北垣は、各年度の開会式に祝辞を述べる程度でほとんど府会には出席していない。要するに、府会の議事の方向性は、常置委員を中心とした多数派の議員に任せたと言つていいだろう。したがって、北垣時代に行つた多数の行政処置は、それが北垣の主導で行われた

琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（下）

表5 京都府会正副議長・常置委員一覧

(役職)	(人名)	(区郡)	(任期)	(89年時政社)
府会議長	山本 覚馬	上京区	1879. 3—1880. 10	
	松野新九郎	愛宕郡	1880. 10—1882. 3	公民会
	田中源太郎	南桑田郡	1882. 3—1884. 4	公民会
			1884. 9—1890. 7	
	西川 義延	綴喜郡	1890. 7—1891. 4	生民会
	河原林義雄	北桑田郡	1891. 10—1893	交話会
	松野新九郎	愛宕郡	1879. 3—1879	公民会
	西川 義延	綴喜郡	1880. 10—1882. 3	生民会
	西村七三郎	上京区	1882. 3—1889	公民会
	雨森菊太郎	下京区	1890. 3—1891(?)	公民会
区(市)部会議長	中村 栄助	下京区	1892. 3—1893	公民会
	西村七三郎	上京区	1881. 3—1889	公民会
	雨森菊太郎	下京区	1890. 3—1893	公民会
	浜岡 光哲	上京区	1881. 3—1883. 3	公民会
			1886. 2—1887	
	中村 栄助	下京区	1883. 4—1885	公民会
			1888. 3—1888. 10	
			1890. 3—1890	
	雨森菊太郎	下京区	1888. 11—1889	公民会
	河村 清七	下京区	1892. 3—1893	公民会
郡部会議長	松野新九郎	愛宕郡	1881	公民会
	田中源太郎	南桑田郡	1882. 4—1889	公民会
	西川 義延	綴喜郡	1890. 9—1890. 12	生民会
	田宮 勇	綴喜郡	1890. 12—1893	公民会
	田中源太郎	南桑田郡	1881	公民会
	伊東 熊夫	綴喜郡	1882. 4—1883	交話会
	松野新九郎	愛宕郡	1884. 9—1886. 10	公民会
	田宮 勇	綴喜郡	1886—1890. 12	公民会
	河原林義雄	北桑田郡	1890. 12—1891	交話会
府会常置委員 (区部)	西村七三郎	上京区	1881. 3—1889. 12	公民会
	浜岡 光哲	上京区	1881. 3—1883. 2	公民会
			1886. 2—1887. 2	
	中村 栄助	下京区	1881. 3—1885. 10	公民会
			1886. 10—1887. 7	
	児島 定七	下京区	1881. 3—1881. 8	
			1882. 9—1883. 10	
	山鹿九郎兵衛	上京区	1881. 3—1881. 8	公民会
	安本 勝二	上京区	1881. 8—1885. 10	
	矢野長兵衛	上京区	1881. 8—1882. 2	公民会
	吉田 安寧	上京区	1882. 2—1882. 9(?)	公民会

(役職)	(人名)	(区郡)	(任期)	(89年時政社)
	下間庄右衛門	下京区	1883. 2—1884. 9(?) 1890. 3—1892. 3(?)	
	岩橋 元柔	上京区	1886. 2—1887. 9	
	西堀徳二郎	上京区	1883. 10—1884. 9(?) 1885. 10—1891. 12	公民会
	織田純一郎	上京区	1886. 2—1886. 9	
	雨森菊太郎	下京区	1887. 2—1886. 2(?) 1887. 2—1890. 3(?)	公民会
	古川吉兵衛	下京区	1884. 9—1886. 2(?) 1887. 7—1890. 3(?)	公民会
	富田半兵衛	上京区	1885. 10—1886. 2(?) 1887. 9—1892. 3(?)	改進党
	大澤 善助	上京区	1890. 3—1892. 3(?)	公民会
	河村 清七	下京区	1890. 3—1891. 7	公民会
	宍戸亀三郎	下京区	1891. 7—1892. 3(?)	
	野原 新造	上京区	1891. 12—1892. 3(?)	公民会
(選舉)	西川義延	綴喜郡	1881. 3—1882. 1	生民会
	松野新九郎	愛宕郡	1881. 3—1882. 3 1884. 9—1888. 3(?)	公民会
	田中源太郎	南桑田郡	1881. 3—1883. 4	公民会
	石川三郎介	与謝郡	1881. 3—1883. 1(?) 1890. 7—1892. 3(?)	公民会
	森 務	南桑田郡	1881. 3—1882. 6	
	田宮 勇	綴喜郡	1881. 3—1892. 3(?)	公民会
	奥村新之丞	船井郡	1881. 3—1887. 10	
	福井矢之輔	何鹿郡	1882. 1—1882. 9	
	松本金兵衛	相楽郡	1882. 6—1882. 9	
	伊東 熊夫	綴喜郡	1882. 9—1884. 2 1884. 9—1885. 2	交話会
	川勝光之助	南桑田郡	1883. 4—1889. 9	公民会
	石田 真平	南桑田郡	1884. 2—1884. 9 1886. 2—1888. 3(?)	
	河原林義雄	北桑田郡	1888. 3—1890. 3(?)	交話会
	吉井 省三	宇治郡	1882. 3—1882. 9 1885. 2—1886. 2(?)	
	上野弥一郎	加佐郡	1887. 10—1894. 3(?)	公民会
	野尻岩次郎	北桑田郡	1888. 3—1890. 4 1892. 3—1894. 8	交話会
	今村 忠平	久世郡	1889. 9—1889	
	垂水新太郎	南桑田郡	1890. 3—1894. 3(?)	公民会
	石原半右衛門	船井郡	1890. 3—1890. 7	公民会
	寺内計之助	紀伊郡	1890. 4—1892. 3(?)	公民会

出典：京都府『京都府会沿革誌』（1897年刊、京都府立総合資料館）

1889年時政社名は、『京都公民会雑誌』第1号（89年2月刊）、その他による。

表 6 京都市会正副議長・名誉職参事会員

(役職)	(人名)	(区郡)	(任期)	(89年時政社)
議長	中村 栄助	下京区	1889. 6—1890. 11	公民会
	西村七三郎	上京区	1890. 11—1892. 1	公民会
	中村 栄助	下京区	1892. 1—1899. 1	
副議長	田中善右衛門	上京区	1889. 6—1891. 1	公民会
	下間庄右衛門	下京区	1891. 1—1891. 6	公民会
	古川吉兵衛	下京区	1891. 6—1893. 1	公民会
名誉職参 事会員	内貴甚三郎	上京区	1889. 6—1891. 6	公民会
			1891. 6—1895. 5	公民会
	朝尾 春直	上京区	1889. 6—1893. 5	公民会
	大澤 善助	上京区	1889. 6—1893. 3	公民会
	東枝吉兵衛	下京区	1889. 6—1890. 12	公民会
	辻 信次郎	下京区	1889. 6—1891. 6	公民会
	高木 文平	下京区	1889. 6—1890. 4	
	膳平 兵衛	下京区	1889. 6—1892. 3	
	宮城 坎一	上京区	1889. 6—1889. 10	公民会
	青山 長祐		1889. 6—1889. 7	
	熊谷市兵衛	下京区	1889. 7—1890. 9	公民会
	坂本 則美	上京区	1889. 10—1891. 5	公民会
	西村七三郎	上京区	1890. 4—1890. 12	公民会
			1892. 3—1893. 5	公民会
	富田半兵衛	上京区	1890. 9—1891. 6	改進党
	田中善右衛門	上京区	1890. 12—1891. 6	
	中安信三郎	上京区	1890. 12—1891. 6	改進党
	西村治兵衛	下京区	1891. 5—1893. 5	公民会
	下間庄右衛門	下京区	1891. 6—1895. 5	公民会
	西堀徳二郎	上京区	1891. 6—1891. 9	公民会
	宍戸亀三郎	下京区	1891. 6—1895. 5	公民会
	渡辺伊之助	上京区	1891. 10—1892. 4	公民会

出典：京都市会事務局調査課『京都市会史』（京都市会事務局調査課、1959年）

ものか、あるいは府の官僚の主導で行われたものか、あるいは常置委員を中心とした京都府会の主導で行われたものかわかりにくいという特徴がある。この点の分析は他日を期さざるを得ないが、府会の主導も相当多いのではないかとの印象がある。ただし、琵琶湖疏水および鴨川運河に関しては北垣の主導性が相当發揮されたことは間違いない。

同様の傾向性は、一八八九年に成立する京都市会でも言える。府県会の常置委員に対応するのが市會議員によって選出された名譽職参事会員であった。そして表6のように名譽職参事会員もほとんどが公民会員であった。

要するに、北垣が府会でも市会でも「任他主義」の多数派協調行政を展開する限り、公民会との協調行政にならざるを得ない。この点が北垣一公民会癒着行政として反公民会系の人々から指弾されることになる。ただし、公民会が創立されてから解散までの時期の北垣の日記『塵海<sup>(7)</sup>』からは、「公民会」という言辞はもちろん、公民会との連携を示唆する記述を見ることはできない。北垣は、浜岡光哲、田中源太郎、雨森菊太郎ら公民会の主要メンバーとの個人的連携はあったとしても、組織的に公民会に連携するという意識は持っていないなかたかもしれない。

このように、多数派協調行政でありながら、一方で北垣は、反公民会系の批判に対しては柔軟に対応した。地方税為替方をどの銀行に命じるかは北垣の執行権の範囲内であったから、京都府会区部会・市部会での一八九〇年（明治二三）から市部地方税為替方銀行は三井銀行に変更するし、市郡連帶地方税為替方も、いつから確定できないうが一八九一年度（明治二四）の時点では、第四十九国立銀行になつている<sup>(8)</sup>。要するに、北垣は批判勢力の要請に応じたのである。その意味で北垣の行政手法は直接的権力行政ではなかった。そのことが、北垣が京都を去る時期、批判派からも惜しまれつつ去るような現象となつてあらわれるのである。

第二に、北垣の商工行政の特徴である。その特徴は、まず一八八二年に創設される京都商工会議所（一八九一年からは京都商業會議所）を商工業調査や諮詢を通して商工業発達の核としたこと、ついで明治一〇年代後半から一〇

年代初頭の企業勃興期に松方大蔵大臣とも協力して新進実業家等による資本金一〇万円以上の地元企業の育成を積極的に図ったことである。これらの企業は、京都商工銀行（一八八六年創設）、京都織物会社（一八八七年）、京都陶器会社（同）、関西貿易会社（同）、京都電燈会社（同）などであった。これら地元新興企業の育成は、北垣の使命感のもたらしたものであった。<sup>(9)</sup>しかしその使命感は、本文中に述べたように直接利益に預からない人々の多くの批判を呼ぶ。北垣の明治二〇年代の行政はここでもうまくいかない。

第三に、北垣の地域開発構想である。北垣は琵琶湖疏水や鴨川運河などにからんで府会等で京都の都市開発構想に若干触れることがあったが、まとまった形で提示したのは二回の機会である。一度は、一八八九年（明治二二）九月一〇日京都府会市部会で京都市街に関する意見を述べた機会<sup>(10)</sup>。二度目は、北垣が一八九〇年（明治二三）一月八日、京都市長の資格で京都市会議員、参事会員、常設委員、区長および京都府高等官諸課長を祇園中村櫻に招き、府知事と市長の区別、三府特別市制、京都市の将来施行すべき事業、等を二時間ほど談話した機会<sup>(11)</sup>である。

一度目の機会は、鴨川の東の地域を、京都の市域に編入することを要因としている。すなわち、一八八八年（明治二二）六月二十五日、京都府は、愛宕郡岡崎・聖護院・吉田・浄土寺・南禪寺・鹿ヶ谷・栗田口の七か村を上京区に編入して上京区第三四組とし、同郡今熊野・清閑寺の二か村を下京区に編入して下京区第三三組とし、全市を六七組とした。前年のこの処置を前提に、北垣は府会市部会に鴨東地域の道路の区画を定める諮問案を提出した。北垣が述べた諮問案は、新市街を一・二・三等に区分し、一等は道幅を一二間、二等は八間、三等は六間とするものであったが、市部会は道幅を狭め、一等は八間、二等は六間、三等は四間で可と答議した<sup>(12)</sup>。この諮問案提出時の北垣の説明が「鴨東開発論」と曰われるものである。北垣は、第一に疏水は市の事業であり、市の経済上上京区三四組になる地域を市域に加えた、第二に、三条以南の鴨東の郡村を市区に組み入れたのは、名勝地の関係があるからで、現在市は財政上余裕はないが、青蓮院より大仏（七条東山）に至る間は他日全市の遊園または公園としなけれ

ばならない、と自らの構想を語ったのである。市部会という公の席で鴨東開発を語ったことは、北垣の都市開発が鴨東開発優先という印象を強めたと思われる。

ところで、この北垣の鴨東開発論は、あくまで鴨東の道路に関係して述べたもので、当然鴨東の開発を述べるはずであり、これをもって北垣の都市開発構想が鴨東地域に偏重していたとは断言できないのである。<sup>(13)</sup>

たとえば、一八九〇年（明治二三）二月八日の北垣が市長の立場で市会議員等を呼んで述べた内容は、京都市の将来施行すべき事業、すなわち商工業奨励、実業教育の推進、工業と結びついた美術の奨励、衛生環境の整備、済貧、名勝地保存、疏水水力配置及び運輸における營利の追求、新旧市街における区画整備（道路の拡幅）、基本財産積立を総括的に述べたものであり、特定の地域の開発を述べたものではなかった。名勝地保存にしても、新旧市街の道路拡幅にしても鴨東地域に偏重したものではなかつたのである。<sup>(14)</sup>

現に、北垣府政下の行政には、京都・舞鶴間車道開鑿、嵐山に達する道路の整備等西部開発があり、必ずしも鴨東開発偏重とまで断言できないものがある。しかも、北垣が琵琶湖疏水と鴨川運河の実現の後にねらっていた大型事業は京都・舞鶴間鉄道の実現であった。北垣のこの鉄道構想は、北垣が京都府知事をやめた直後の一八九二年（明治二五）八月『京鶴鉄道問答<sup>(15)</sup>』という表題で京都の中西松香堂より刊行されるが、この計画自体は一八八七年（明治一〇）一一月より線路の実測が行われ、翌年一月には測量を完成していた。<sup>(16)</sup>もちろん、これらの事業および計画は、基本的に京都市に隣接する郡部、丹波・丹後開発の意味を持つものであり、通過する部分において京都市西部を付隨的に開発するに過ぎなかつたが。

しかし、北垣の意図が奈辺にあったかともかく、すでに、小林丈広氏も指摘しているように、事実として明治一〇年代前半期鴨東開発は進行していた。琵琶湖疏水、鴨川運河はいうまでもない。第三高等中学校が、京都府の誘致の結果鴨東の愛宕郡吉田村の地と決定するのが一八八六年（明治一九）一二月である（開校は一八八九年九月）。<sup>(18)</sup>

田山公園の拡張の契機となる市移管が行われたのは、一八九〇年一月である<sup>(19)</sup>。帝国京都博物館が恭明宮跡地（現東山茶屋町）、すなわち鴨東の地に創設されたことが決定されるのは、一八八九年五月か六月の頃である<sup>(20)</sup>。第三高等学校においても、帝国京都博物館にしても、京都市西部を含むいくつかの候補地から結果として鴨東になつたものであり、そこに北垣の主導性があつたかどうかは明確にならない。たとえば、『塵海』等北垣関係の史料にはそのことを明らかにする史料は現在の所ない。鴨川運河にしても、財政的・技術的要因が鴨東の地の選択になつたことは前述したとおりである。しかし、鴨東の開発という事実の先行は地域利害の噴出となり、北垣への批判となり、また公民会の解散の一因を形成していく。

その後、京都市における地域利害の一時的封印は、皇室を利用した地方での最初のイベントである平安遷都千百年祭と第四回国勧業博覧会の計画実現過程でなされていく。

- (1) 京都市電気局「京都市営電氣事業沿革誌」（京都市電気局、一九三三[19]年）一一〇頁。
- (2) 大江山人（小室信介）は、「大坂日報」に一八八八年（明治二十四）一月「八日から」[月三]日まで連載した「京都府治将来ノ田目的」（『京都府百年の資料』一政治行政編）二三〇～三九頁）において、樋村の「干渉主義」に対比させて、「ハ則チ之ニ反ス、其民間ニ在ルヤ民權ノ論ヲ舌ニセシ者ナリ、自由ノ説ヲ舌ニセシ者ナリ、起テ熊本ニ、内務ニ、高知ニ書記官タリ合タルニ及ンデヤ、務テ任他ノ主義ヲ執リ從前治シガタク鎮シガタキノ県民ヲシテ又不平ノ声ナカラシメシ者也」と評価した。北垣の「任他主義」については、秋元せき「北垣國道と『任他主義』（laissez-faire）」（『京都府歴史資料館紀要』第一三号、一九九六年）参照。
- (3) 一八八〇年のこの事件とこの時期の京都府の政治動向については、原田久美子「民權運動期の地方議会—明治十三年京都府における地方税追徴布達事件—」（『日本史研究』二八号、一九五八年）が詳しい。
- (4) 沢辺正修より「盛恩君」宛書簡（宮崎家文書、『宮津市史 史料編第四卷』宮津市、一〇〇一年、三六三～六五頁）。この書簡に年月日の記載はないが、内容は一八八三年（明治十六）の府会（郡部会）の内容を記してゐる。

(5) この史料中「十五年十一月第六十八号布告」は、一八八一年（明治二五）二月二八日の府県会規則中追加改正で、府県会に対する府知事・県令の執行権限の強化を内容とする。

(6) 常置委員は、一八八〇年（明治二三）一月五日の太政官第四九号布告の「府県会規則第五章追加」により設置された。府県会議員中の選舉により五十七名が選任され、「地方税ヲ以テ支弁スヘキ事業ヲ執行スルノ方法順序ニ付毎ニ府知事県令ノ諮詢ヲ受ケ其意見ヲ述へ及ヒ地方税ヲ以テ支弁スヘキ事業ニシテ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ其経費ヲ議決シ追テ府県会ニ報告スルヲ得」とその役割が規定された（山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料修正1 明治前期編』、弘文堂、一九九二年、五五四～五五五頁）。

(7) ただし、公民会存続期間中日記が残存している月は、一八八九年（明治二二）は四・一〇・一二月、一八九〇年は一月のみ、一八九一年は一・四・七・八・一〇・一一月、一八九二年は一月のみである。

(8) 『中外電報』明治二十五年三月二七日付。

(9) ただし、これら企業の役員との関係が北垣の蓄財をもたらしたという事実はない。北垣に借金があったことは当時知られていたようであり、北垣が京都府知事を離れるとき『中外電報』は「今更らに知事の廉潔なるは三三万円の負債あるにて知るべしと云ふ小官吏あれば」（明治二十五年七月二八日）、と伝えている。

(10) 『日出新聞』明治二二年九月二二日付。

(11) 『京都公会雑誌』第一三号「明治二二年一月二八日発行」一〇〇～一三頁

(12) 『京都府市町村合併史』五三三頁。

(13) 北垣の鴨東開発論に言及したのは、管見では、『京都府市町村合併史』五三一～五三三頁、小林丈広「都市名望家の形成と条件—市制特例期京都の政治構造—」（大阪歴史学会『ヒストリア』一四五号）一一一～一二一、一二二～一二三頁、であるが、小林氏は、「それは計画というよりもアイデアに近いもの」（一一一頁）、「第三高等学校、帝国京都博物館の誘致、円山公園の整備、二条新地の移転、さらには第四回国勧業博覧会会場と平安神宮の建設と、いずれも鴨東地域の開発が進んだという事実と、北垣の意図との関わりについては未だ推測の域をでない」（一二一頁）、と北垣の鴨東開発論の評価について慎重な姿勢をとっている。

(14) この北垣の京都市の事業構想は、一八八九年（明治二二）の『塵海』の末尾に「漫録」として収録されているものとほぼ同一の内容であり、多くの修正箇所があることから、北垣は前年から構想を推敲していたことがわかる。

(15) 野田正穂・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『明治期鉄道史資料 第Ⅱ期 第2集（28）地方鐵道意見集』所収。

- (16) 注(14) 所収『京鶴鉄道問答』一頁。なお、この著は、刊行は一八九二年であるが、北垣の原稿は一八八九年（明治二十一）春には完成し、政府顯官に贈呈されたらしい。『塵海』明治二二年四月八日条には「大坪収税長来ル、黒田總理大臣エ送書、鉄道問答錄稿ヲ呈ス」という記事がある。

(17) 注(13) 参照。

(18) 神陵史編集委員会編『神陵史——第三高等学校八十年史——』（三高同窓会、一九八〇年）二五二—二六七頁。

(19) 丸山宏『近代日本公園史の研究』（思文閣出版、一九九四年）一七八—一七九頁。

(20) 京都国立博物館『京都国立博物館百年史』（京都国立博物館、一九九七年）六八頁。  
 (21) 第三高等中学校の校地は当初の候補地は葛野郡等持院村、谷口村、竜安寺村など洛西の北辺一帯であつたし（前掲『神陵史』二五二頁）、帝国京都博物館は仙洞御所や御苑の旧近衛邸跡地、あるいは一条城などが候補地になつていて（前掲『京都国立博物館百年史』六七—六八頁）。

#### （付記）

本稿（上）で、琵琶湖疏水の疏通式直後のもつとも冷静な分析として『東京日日新聞』の一八九〇年（明治二三）四月一七日・一八日の社説「琵琶湖疏水工事」（関直彦執筆）を紹介した（『社会科学』六四号、一一三—一二七頁）。社説は、全体として、利益はあるが疏水工事に費やした費用に照らせば、それを償うだけの利益はなかろう、というのが主張であった。その根拠は、①水運は、巾六尺の小舟を用いることどまつて多量の荷物を運搬することができず、荷物の大部分は鉄道便に吸収される、②水力利用で製造業に供給しようとしても、織物製造の機械には用はなさず、製紙あるいは精米・製粉の用に供する程度であろう、③疏水工事費を内務省より技師派遣、技師の外国派遣・実地調査等を含めて一三〇万円とし、その利息を五分とすれば、一年に六万五千円の利益が（最低）必要であるが、鉄道のことを考えれば、運河使用の利益として年六万余円の船税收入は到底困難であろう、というものであった。

この関執筆の社説の分析について、本稿（上）では、電気の効能に触れていない点を指摘したが、より詳しく付言しておきたい。

表7は、明治末年までの水利事業使用料収入の推移を示したものである。①の水運と②の水力利用に関して言えば、この社説は極めて正鵠を得ていたというべきであろう。水運でいえば一貫して年間一万円を超えることなく、

単位：円

年度	電気	運河	水力	計
1891 (明治24)	80	1,408	315	1,083
1892 (明治25)	2,458	2,880	1,199	6,537
1893 (明治26)	8,725	3,888	2,482	15,095
1894 (明治27)	17,822	5,187	3,159	26,168
1895 (明治28)	35,275	6,663	5,410	47,348
1896 (明治29)	53,160	5,768	8,574	67,502
1897 (明治30)	78,057	6,681	11,673	96,411
1898 (明治31)	86,856	6,009	12,328	105,193
1899 (明治32)	97,779	6,785	13,630	118,194
1900 (明治33)	99,947	7,207	14,718	121,872
1901 (明治34)	119,330	7,459	17,273	144,060
1902 (明治35)	128,520	7,197	17,381	153,048
1903 (明治36)	129,383	7,072	14,844	151,299
1904 (明治37)	128,382	7,027	14,641	150,050
1905 (明治38)	141,234	7,002	17,043	165,279
1906 (明治39)	162,291	7,911	19,127	189,329
1907 (明治40)	166,698	8,510	19,946	195,154
1908 (明治41)	171,806	9,352	19,477	200,635
1909 (明治42)	167,687	8,632	19,201	195,520
1910 (明治43)	174,977	8,555	16,686	200,218
1911 (明治44)	144,914	7,813	7,612	160,339
1912 (明治45)	271,364	6,685	25,703	303,752

出典：京都市電気局『琵琶湖疏水及水力使用事業』（京都市電気局、1940年）809～810頁

明治三〇年代は停滞し、一九〇八年（明治四一）をピークに低落傾向を示していく。そして、斎藤尚久氏が指摘するように、京都・大津間の貨物は木炭・木材・米・清酒・清酒・筵・雑品などであり、迅速性を要しない貨物に限定されていた（斎藤前掲論文「六三」～「六五頁」）。水力利用は、織物製造の機械に使用されることではなく、大部分は精米用であった（『琵琶湖疏水及水力使用事業』八〇〇～八〇三頁）。そして、この水力利用も一九〇八年をピークに低落傾向を示し、一九一二年第二疏水完成時に再び上昇傾向を示す。ただし、水運および水力利用の収入を毎年合算しても、せいぜい最高で

三三万円を超える程度であった。

すでに一九六〇年代の朽木清氏の詳細な分析が示すように、琵琶湖疏水の収入の大部分は電気による収入であった。関が示す年間六万五千円以上の収入は一八九六年（明治二九）になってからであるが、この年の収入の七九%は電気によるものであった。そしてこれ以降、電気収入が八〇%台になり、一九一一年には九〇%台に突入する。琵琶湖疏水の成功の要因の多くの部分は電気に帰せられる。結局の所、関は水運および水力利用の点でのほぼ正確な見通しを持ちながら、当時の情報の限界から電気についての見通しだけは持ち得なかつたといえよう。

（追記）

本稿の論旨に関する一八九〇年四月一七日・一八日の『東京日日新聞』社説は同志社大学大学院生若崎敦朗氏よりの提供である。また、筆者も参加している塵海研究会での議論は大いに参考になった。ともに感謝したい。